

大仙市地域情報化計画

基本計画

人が生き人が集う夢のある田園情報交流都市

平成19年3月

秋田県大仙市

はじめに

大仙市は、平成17年3月22日に大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町の1市6町1村が合併し、誕生しました。誕生してから2年が過ぎましたが、この間の行政運営については、合併協議において作成された新市建設計画と平成18年3月に作成した大仙市総合計画を指針としてまいりました。

市総合計画では、市民意識調査やワークショップの結果を踏まえ、「情報化への対応」を主要な課題の一つとし、この課題に対応するため、施策の柱に「仲間とふれあいとともに活躍できるまちづくり」を掲げ、その実現を目指していくこととしています。

そのため、本地域情報化計画においては、市総合計画の主要課題の一つである「情報化への対応」を実現するため、近年の情報通信技術革命による市民ニーズや企業ニーズの変化に適切に応えることを基本に、市民と企業および行政が情報を共有し、交換し合い、双方向で交流することにより、豊かで快適なまちづくりの推進と、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

国では、u-Japan政策を掲げ2010年に向けた課題とICTの可能性を探り、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」という将来像のユビキタスネットワーク社会（情報があらゆる場所、あらゆる層において利用可能な社会）の実現を目指しています。このため、本市としては基本的な情報通信技術の活用の普及と理解、機器の操作能力の向上と、広大な市域における通信格差の是正などを主体とした計画に取り組み、すべての市民や企業・団体が情報を活用しやすい環境を整えてまいります。

今後は、この計画が時代の変化に的確に対応するために、事業の評価や見直しを図りながら、「人が生き人が集う夢のある田園情報交流都市」の実現に向けた施策を計画的に進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力を賜りました大仙市地域情報化計画策定委員会委員の皆様、並びに意識調査にご協力いただき貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました市民の皆様と企業の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成19年3月

大仙市長 栗林次美

目 次

第1章 大仙市地域情報化計画の基本理念	
1. 計画策定の目的	1
2. 田園情報交流都市像を実現する基本理念	2
3. めざすべき将来の社会	2
(1) 子育て支援と支え合う福祉社会の構築 <保健・医療・福祉・防災等>	2
(2) 産業振興・雇用の創出 <産業・雇用>	3
(3) 情報通信技術に関する学習能力の向上 <啓発と普及>	3
(4) 地域ブロードバンドの環境整備と活用 <情報通信基盤整備>	3
4. 計画の位置づけと計画期間	4
第2章 大仙市における情報化の現状と課題	
1. 地域イントラネット基盤施設整備事業の実施概要	5
(1) 大曲仙北地域イントラネット基盤施設整備事業	5
1) 事業の目的	5
2) 事業の概要	5
(2) 神岡地域イントラネット基盤施設整備事業	6
1) 事業の目的	6
2) 事業の概要	6
2. 行政における情報化の現状と課題	7
(1) IT化の整備状況と課題	7
(2) 業務のシステム化状況と課題	7
(3) トップ層、担当者の意識状況と課題	8
3. 市民における情報化の現状と課題	9
(1) 意識調査の実施	9
(2) インターネットの利用、回線の普及について	9
(3) 地域情報化について	13
第3章 情報化施策	
1. 子育て支援と支え合う福祉社会の構築	17
(1) 基本方針	17
1) 安心して健やかに暮らせるまちづくり	17
保健・医療の充実	17
子育て支援の充実	18
社会福祉の充実	18
高齢者福祉の充実	19
社会保障の充実	19

2)	未来を創り心豊かな人を育むまちづくり	20
	学校教育の充実	20
	生涯学習の推進	21
3)	仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり	22
	男女共同参画社会の形成	22
	地域間交流の促進	22
	国際交流の促進	23
4)	環境と調和し快適で安全に暮らせるまちづくり(防災含む)	23
	自然環境の保全	23
	生活の安全、安心確保	24
	雪対策の強化	25
2.	産業振興・雇用の創出	27
(1)	基本方針	27
1)	生き活きと希望を持って活躍できるまちづくり	27
	農林水産業の振興	27
	商業の振興	28
	工業の振興	29
	雇用の安定、就労の促進	29
	観光の振興	30
3.	情報通信技術に関する学習能力の向上	31
(1)	基本方針	31
1)	市民の情報リテラシーの向上	31
4.	地域ブロードバンドの環境整備と活用	32
(1)	基本方針	32
1)	地域情報化の推進	32
2)	電子市役所の構築	33

第4章 情報化の総合的推進

1.	推進体制の整備	34
(1)	市民が参画し、協働する推進体制	34
(2)	行政内部の推進体制	34
2.	連携と協力による推進	
(1)	産・学・官・民による連携	34
(2)	国・県・近隣市町村との連携	34
3.	地域情報化基盤の整備と拡充	
(1)	高速・超高速通信網の整備	35
(2)	情報化拠点の整備	35
(3)	情報通信機器の整備と拡充	36
4.	個人情報保護とセキュリティ	
(1)	個人情報の保護	36
(2)	安全性と信頼性の確保	36

5 . 最新技術への対応	
(1) 技術動向の把握	3 7
(2) 情報のバリアフリー	3 7
(3) 環境への配慮	3 7
6 . 計画の進行管理	
(1) 市の諸計画との整合性	3 7
(2) 計画（事業）の進行管理	3 7
(3) 新規事業への対応	3 7

第1章 大仙市地域情報化計画の基本理念

1. 計画策定の目的

現在の我が国では、少子・高齢化、国際化、高度情報化の一層の進展により、産業構造や経済社会だけでなく、市民生活や行政サービスにおいても大きな変革の時期を迎えています。特に、インターネットに代表される高度情報通信技術は、急速に発展・普及を遂げており、日常生活や社会生活及び社会経済においてデジタル化やネットワーク化が進み、世界規模で大きな転換をもたらしています。

このような情報通信技術の急速な発展に対応するために、国においては平成13年に5年以内に世界最先端のIT国家となることをめざしインフラの整備等を主体とした「IT基本戦略」を、平成18年1月には構造改革による飛躍、利用者及び生活者の重視、国際貢献と国際競争力強化の三つを基本理念とし、世界に先駆け自立的で、誰もが主体的に社会の活動に参画できる協働型のIT社会に変貌することを宣言した「IT新改革戦略」を策定しました。

国の動向を受け、秋田県においては平成14年11月に「あきたIT基本戦略2003」を、平成18年3月には「あきたICT基本戦略2006」を策定しました。

平成17年3月22日に旧大曲市、旧神岡町、旧西仙北町、旧中仙町、旧協和町、旧南外村、旧仙北町、旧太田町が合併した本市においては、合併以前の平成15年度において広域的視点に立ち、国の支援を受けて地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し情報インフラを整備していますが、旧市町村時代において国・県の上位計画と整合性を図った、あるいは独自性を示した地域情報化計画は策定されていませんでした。

本計画では、市民や企業などが情報通信技術の導入と活用についてどのような現状にあるのかを把握し、それを踏まえて情報活用に関する課題は何なのかを探り、市民ニーズと現状とのギャップ、広大な市域において等しく情報通信技術の恩恵を受けるべき市民間におけるギャップを埋めるための地域情報化施策に対する将来的イメージとストーリーづくりをしていきます。

本計画の目的は、大仙市誕生後初めて策定された大仙市総合計画に掲げる将来都市像「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の実現に向け、総合的に地域の情報化を推進する方針に基づき、市民生活や企業・団体活動などのなかに飛躍的に浸透してきているインターネットなどに代表される情報通信技術（ICT インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）を活用し、市民・団体・企業・行政が情報を共有し、連携と協働を図りながら地域の情報化を推進する方策について体系的に示すものです。

2 . 田園情報交流都市像を実現する基本理念

旧 8 市町村が合併して広大となった本市は、面積が約 8 6 7 平方キロメートルで、その内約 5 8 % が緑豊かな山林、約 2 4 % が田畑で占められています。

この豊富な自然資源と地域の特色や独自性を生かしながら、将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めます。

まず、市民一人ひとりが生きがいをもって豊かな人生をおくるためには、心身ともに健康であることや人と人のふれあいが大切であることから、各種保健福祉施策の充実に努め、他地域から人々を引きつける魅力のある空間を創造し、「ともに支え合い笑顔と豊かな心に出会うまち」を目指します。

また、産業は地域経済を支え、就労機会と所得をもたらす地域活力の源であります。生活・文化の根源である農業を守り育てるとともに、地場産業の活性化や新たな産業育成、雇用の創出に努め、「人が集い地域が躍動するまち」を目指します。

さらに、過疎化や高齢化が進む状況にあっても市民一人ひとりが夢を持ち、生きがいに満ち豊かで活気のある人生を送る必要があることから、生涯にわたって様々な文化や歴史に触れたり、学習活動やスポーツに親しんだりできる環境や子育ての環境を整備し、「人が生き地域が輝くまち」を目指します。

市民が市内のどこにいても情報通信技術の恩恵を受けられ、将来には個人や地域の課題を解決できるような「市民・団体・企業・行政との情報共有と協働のまち」の実現に向けて、市民みんなが情報の活用と提供、相互交換をしながら、夢のある田園情報交流都市の実現を目指します。

3 . 目指すべき将来の社会

市民意識調査などの結果を踏まえ、特に市民生活において情報が活用できる 4 つの分野について取り組むべき施策を掲げ、情報交流都市のまちづくりを進めます。

(1) 子育て支援と支え合う福祉社会の構築 < 保健・医療・福祉・防災等 >

市民が求める元気で活力のある地域を目指すために、子どもの安全を守り、健やかに育つことができる仕組みの構築と、次世代の社会を支える児童生徒の基本的な情報通信技術の向上やインターネット上におけるマナーなどの講習機会の提供や、情報を活用した様々な学習ができる環境などを整備していきます。

また、高齢社会の進展を踏まえ、各種保健・医療・福祉・防災等におけるサービスの仕組みを構築するとともに、高齢者が十分に情報通信技術革新の利益を享受でき、また、高齢者を含むすべての人々が優しく気軽に情報通信技術を活用できるようなバリアフリーな情報通信環境を整備し、それらを十分に使いこなせるような情報活用能力（情報リテラシー）が向上していく社会の構築に努め、幼児から高齢者、障害者などがともに支え合い、健康で生き生きと安心して生活ができる情報活用型社会を目指します。

(2) 産業振興・雇用の創出 <産業・雇用>

本市においては、就労先が少ないことから若い世代の市外流出が進んでいます。また、景気低迷の影響から脱却できない地場企業は、中小企業を主体として厳しい状況になっています。

市民および企業の意識調査結果からも「小さな企業への支援」「若い人たちへの就労先の確保」「就職情報の提供」「産業の育成」「商工業や農業に関連した情報提供」「雇用促進に伴う地域の活性化の推進」「低所得による少子化」「高齢者でも働ける場所の確保」などの要望や現状についての記述が多く見られたことから、経済活力の低下が進行しているものと考えられます。

このような現実を踏まえ、地域内における情報インフラ等の基盤整備を進め、積極的な企業誘致と地場産業における起業の創出や雇用の創出に努めるとともに、既存産業の活性化を図るために情報通信技術（ICT）の活用を推進し、若者が多く集う明るく元気のある地域経済型社会と、市民・団体・企業・行政が情報を相互に共有し地域を活性化させていく情報協働型社会を目指します。

(3) 情報通信技術に関する学習能力の向上 <啓発と普及>

情報通信技術を活用した情報化が急激に進んでいる状況にありながら、本市における一般家庭や事業所の機器の購入と活用およびインターネットの利用については、全国と比較してかなり低い状況にあるものと意識調査結果から推測されます。

市民意識調査結果にも見られるように、インターネットの利用率が40歳代までは50%を超えているものの、50歳代以降の年齢層では利用率が31%と急激に低くなっていることから、高年齢層では情報通信技術を活用する必要性に迫られていなかったものと思われる。

今後においては、学校教育における児童生徒のパソコン教室の質の向上を図るとともに、女性や中高年齢層、障害者等への情報通信技術の活用によるメリットの周知や使ってみようという魅力の啓発、さらには誰にでも優しく簡単に情報機器を扱えるための研修の場などを提供し、市民の情報化に対する意識改革を進めていく情報学習型社会を目指します。

(4) 地域ブロードバンドの環境整備と活用 <情報通信基盤整備>

市民平等の基本理念に基づき「いつでも、どこでも、だれでも」が、必要な時に必要な情報を活用できる環境を整備していきます。

情報通信基盤の整備については、他県に比べ遅れをとっている秋田県内において、中山間地域や山間地域の存在する本市は、さらに遅れている現状にあります。特に、中山間部を中心として超高速あるいは高速インターネットアクセス網の未整備地域が多く存在していることから、市民意識調査等においても光回線やADSL回線の整備についての要望が多く見られます。

また、急激な普及を遂げている携帯電話等の移動通信については、地形的な問題からいまだ山間部に不感地域が数多く残っています。

これら地域の情報通信格差（地理的デジタル・デバイド）をより早く解消するために、国及び県の制度を活用し支援を受けながら情報通信基盤の整備を進め、市民だれ

もが必要なときに必要な情報を収集し、どこでも色々な人と情報の交流ができる情報交流型社会を目指します。

4 . 計画の位置づけと計画期間

本計画策定にあたっては、国・県の上位計画を踏まえ、市総合計画に即し、市の部門別諸計画との整合性を図りながら、市民ニーズに対応する具体的施策のなかで、市民・団体・企業・行政が情報を相互に共有し、情報と情報通信技術を活用し側面から支援できる方策について示していきます。

また、計画期間についてはおおよそ10年後を見据えたものとしていますが、具体的な施策については、平成19年度(2007年度)から市総合計画の基本計画期間である平成22年度(2010年度)までの4年間とし、アクションプラン(実施計画)で事業の内容や実施予定期間などを示していきます。

第2章 大仙市における情報化の現状と課題

1. 地域イントラネット基盤施設整備事業の実施概要

(1) 大曲仙北地域イントラネット基盤施設整備事業

1) 事業の目的

市町村合併に向けた法定合併協議会が設置され合併協議が進むなかで、社会構造の変化や高速交通網の整備等により、大曲仙北地域における住民の活動範囲は拡大・広域化し、また、住民生活も多様化してきていたことから、住民のニーズに対応したきめ細かな行政サービスが求められていました。

また、地方自治は住民とのパートナーシップによるまちづくりが重要な課題とされ、自治体が積極的に住民に情報開示することで住民との情報共有化を進め、一層透明性を確保していけるような住民参加型行政への転換が求められていました。

このような環境の変化に対応するため、市町村合併後の一体的な行政運営を図るためには高速情報通信網の早急な整備が急務と考え、平成15年度において大曲仙北地域イントラネット基盤施設整備事業として実施したものです。

2) 事業の概要

合併8市町村の庁舎とその公共施設および小中学校などを、光ファイバケーブルで接続。

- ・接続した庁舎数 . . . 8カ所
- ・接続した公共施設数 . . . 88カ所
- ・接続した小中学校数 . . . 40校

大曲仙北総合情報センターを大曲庁舎内に設置し、情報受発信機器を導入。

市役所の各庁舎、公共施設および小中学校数などにLANを整備するとともに、住民開放用公衆端末やKIOSK端末、職員が情報入力に使用する情報入力端末、および相談端末を設置。

提供できるサービス(アプリケーション)

- ・広域行政情報提供システム
住民生活でニーズの多い申請や手続き、各地域の情報提供、公共施設予約サービスなどができるシステムで、駅や公共施設などに設置しているKIOSK端末からでもサービスが受けられるシステム。
- ・地域振興映像配信システム
観光、文化財、地域特産などの映像を見たいときに見られるようにしたシステムで、イントラネットを通して各総合支所に設置された大型モニターに配信するシステム。
- ・テレビ会議システム
行政と地域住民が気軽に会議ができるように、また、住民が市役所に来なくても近くの公共施設から行政相談や福祉相談ができるように、テレビ映像を活用する

システム。

- ・教育支援映像システム

各学校の総合学習などで利用できる映像や画像を蓄積し、いつでも自由に取り出し、各学校のパソコン教室内に整備した大型ディスプレイ装置で、同時に多くの児童生徒が学習できるシステム。

- ・健康サポートシステム

公共施設に設置されたK I O S K端末を用いて、問診形式による健康情報の提供や、自分の健康チェックが行えるシステム。

(2) 神岡地域イントラネット基盤施設整備事業

1) 事業の目的

市町村合併以前の旧神岡町において、住民の生活圏の広域化や生活における活用時間の多様化、および住民ニーズの変化に対応するため、市民へのきめ細かなサービス提供と行政への透明性を求めた情報公開や、住民参加型行政などが求められていたことから、住民と行政との情報共有化を図ることによる行政の迅速な事務処理、ならびに簡素化と効率化を目指して、平成15年度に神岡地域イントラネット基盤施設整備事業として実施したものです。

2) 事業の概要

旧神岡町役場と公共施設および小中学校などを、光ファイバケーブルで接続。

- ・接続した公共施設数 . . . 14カ所
- ・接続した小中学校数 . . . 3校

神岡町総合情報センターを神岡庁舎内に設置し、情報受発信機器を導入。

提供できるサービス(アプリケーション)

- ・行政情報システム

神岡庁舎内および各出先機関等の設置端末からの情報入力を可能にし、インターネットを利用して行政情報や町の行事、各課からの情報等をリアルタイムに提供するシステム。

- ・図書情報検索予約システム

住民が嶽友館の図書館まで出向くことなく、最寄りの公共施設や自宅のインターネットを通じて、蔵書の検索や貸出状況の確認を行うことができるシステム。

- ・公共施設予約システム

福祉施設や体育施設などの公共施設の利用情報や、各施設の利用状況をインターネットを經由して確認でき、さらに施設の仮予約ができるシステム。

- ・住民コミュニティシステム

インターネット上にコミュニティ広場を開設し、いつでも時間に関係なく自由に情報を入力でき、住民と行政、住民と住民がコミュニケーション(情報共有)を図れるシステム。

- ・テレビ会議システム

総合情報センターと最寄りの公共施設に設置されたモニターテレビにより、住民

と行政が気軽に会議や相談ができるシステム。

- ・学校インターネットシステム

動画や映像を含めた様々な情報を対象とした調査学習を可能とし、また、教材のマルチメディア化の推進により、児童生徒による情報発信能力の向上を図ることができるシステム。

- ・防災情報提供システム

河川等の監視を行うことにより、災害発生時に最寄りの公共施設やインターネットから気象情報を収集し、避難対策や被災状況の確認ができるシステム。

2. 行政における情報化の現状と課題

(1) IT化の整備状況と課題

地域情報化を推進するためには、平成14年度から16年度に実施した神岡・大曲仙北、両地域イントラネット基盤施設整備事業を基本とし、情報通信基盤の整備とその有効活用を検討し、計画的な整備に取り組む必要があります。

行政の現状としては、行政事務の効率化を図るため、スケジュールの管理や情報の共有化、情報資産の活用など庁内LANを生かしたグループウェアを導入し、全庁的な事務の効率化と庁内コミュニケーションの活性化を図るシステムを構築しています。具体的には、市役所内の文書事務の効率化・省力化、紙の節減、省資源化を図るため、文書の発生から起案、決裁保存、廃棄までの一連の流れについて、庁内ネットワークを活用して文書の管理を行う電子システムを構築しています。さらに、文書システムにより、公文書の体系的な整理・保存等文書管理体制の強化を図り、文書の検索・公開を容易にし、情報公開業務を迅速に処理するための環境整備に努めます。

本市では、ほぼ100%の端末がこの庁内ネットワークに接続されている状況にあり、約90%は有線LAN、10%が無線LANを利用しています。しかし、合併により端末数が膨大になったことや、大幅な人事異動や機構改革などにより、端末の配置・配線が大きく変わり配置図面や端末台帳の整備が不十分な状況になっていることから、障害等の発生時の混乱を避けるためにも早急な対応が必要になっています。

(2) 業務のシステム化状況と課題

平成17年3月22日の合併時から統合電算処理を開始し、税情報システム、住民基本台帳システム、財務会計システム、総合福祉システムなど、様々な業務について事務事業の効率化を図るためのシステムを構築しています。

しかしながら、合併時までに統合できずに、旧市町村のシステムを引き続き運用している業務もあることから、システム統合に向け早急な対応が必要となっています。

今後、休日でも証明書の交付を受けられることができる「証明書自動発行機」の設置など、市民サービスの向上について検討していく必要があります。

また、各種申請手続き等の行政サービスを、インターネットなどのネットワークを

活用して電子的に行うことにより、市民の利便性の向上を図ります。手続きの電子化については、認証機能など、電子化するにあたって前提となる情報通信基盤の整備について国における検討状況を踏まえ、導入に向けた取り組みを進める必要があります。

市民や企業と行政との申請・届出等の手続きは、行政事務のあらゆる分野にまたがることから、全庁的な取り組みをはじめ、電子化するにあたっての条例等の整備など、幅広い検討を行い計画的に取り組む必要があります。

図書館システムの統合

大仙市には7図書館、1学習情報室がありますが、すべての施設に図書システムが導入されているわけではなく、また、個々に単独にシステムが構築されているため、大仙市立図書館としての統合的な対応ができていない状況にあります。

このため、図書館利用者の利便性向上により、各図書館へ直接出向くことなく、家庭のインターネットや公共情報端末などで蔵書の検索や、貸出予約などができるシステムの構築を推進していく必要があります。

上下水道システムの統合

大仙市では、旧市町村単位で上下水道システムが導入されていることから、システムの業務範囲や仕様が異なっている状況にあります。

現在、料金体系などの事務のすりあわせを進めており、それらがまとまり次第統合システムの構築を行う必要があります。

施設予約システムの充実

大仙市では、合併時から市民が家庭のインターネットや公共情報端末などから、体育施設や文化施設等のスポーツやレクリエーション、会議等のための施設利用案内を照会し予約できる施設予約システムを構築していますが、すべての施設が予約できる状況になっていないことから、市民の施設利用を促進するための改善に努めていく必要があります。

(3) トップ層、担当者の意識状況と課題

本市の地域情報化への取り組みは、合併協議会の事務事業調整において合併後3年を目途に「大仙市地域情報化計画」を策定することとしており、平成17年度から市民意識調査などを実施してきました。しかしながら、行政における情報化を総合的に推進する「地域情報化推進検討委員会」や、高度情報化への対応を検討する「庁内システム担当者会議」が設置されていないことから、行政組織としての地域情報化の推進に対する意思統一が図られていない状況にあります。

このことから、本地域情報化計画の策定を契機に、高度情報化社会に対応するための体制づくりを進め、トップ層のリーダーシップと全庁職員が情報化施策による市民サービスの向上に努めていくための意識改革を図っていく必要があります。

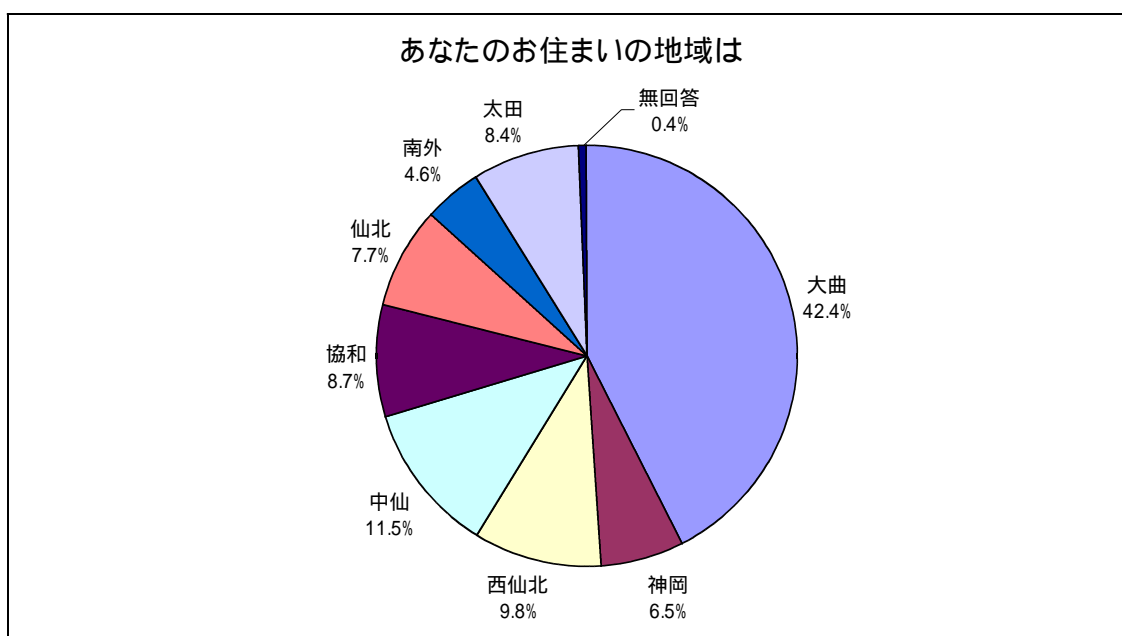
3 . 市民における情報化の現状と課題

(1) 意識調査の実施

初めての情報化に対する市民意識調査を15歳から80歳までの市民4千人を対象に平成17年12月から実施し、1,370人からの回答をいただきました。また、第1回事業所意識調査は145社を対象に平成18年3月から実施し、73社から回答をいただきました。

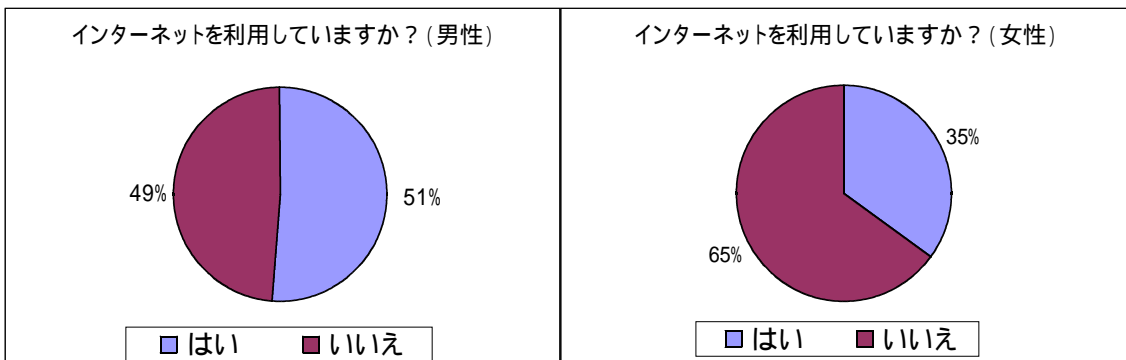
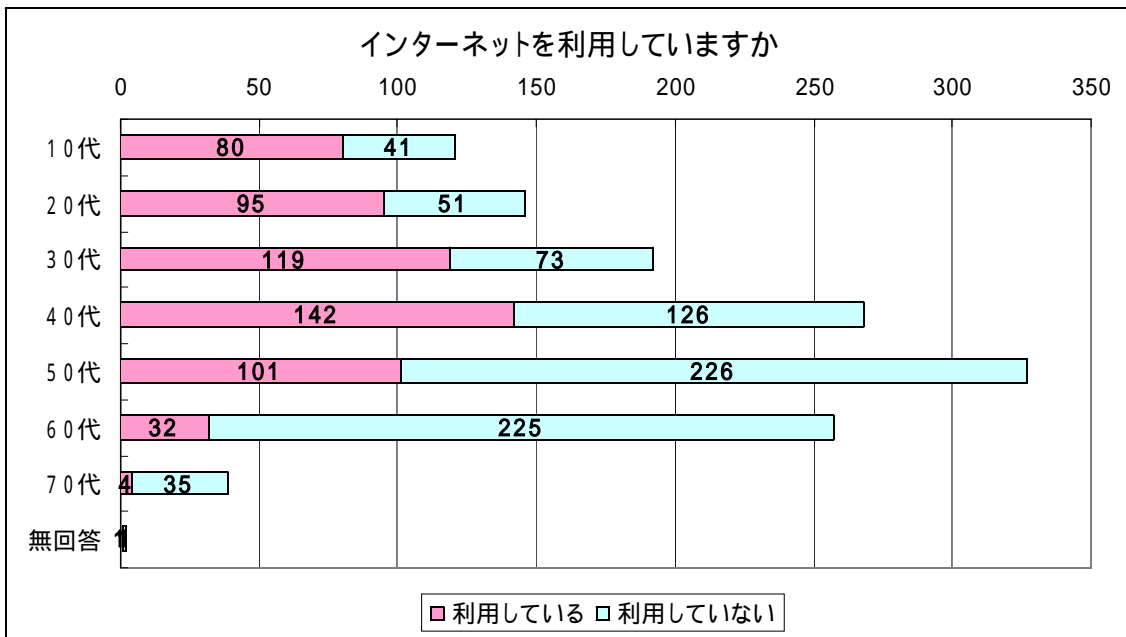
意識調査結果から、地域情報化推進事業の重要なテーマとして少子・高齢化への対応、住民参加型の仕組みを重要視して欲しいという意見が多く寄せられています。

今後も、地域情報化に関する市民の評価とニーズを把握するための意識調査を継続し、計画の見直し等に活用していく必要があります。



(2) インターネットの利用、回線の普及について

市民意識調査の結果からパソコンなどの日常的な機器類については、文章作成や表計算などのほか、インターネットや電子メールなどもある程度できるようになってきているものの、インターネットの利用については、利用していると回答があった市民は42%で、利用していないと回答した市民は58%と過半数以上の市民がインターネットを利用していないことが分かりました。

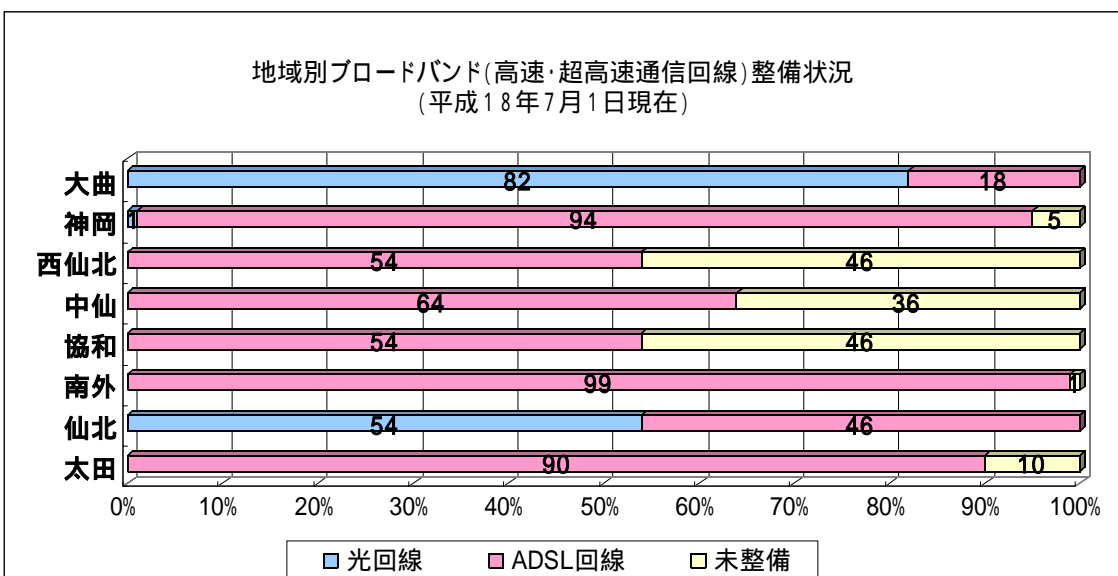
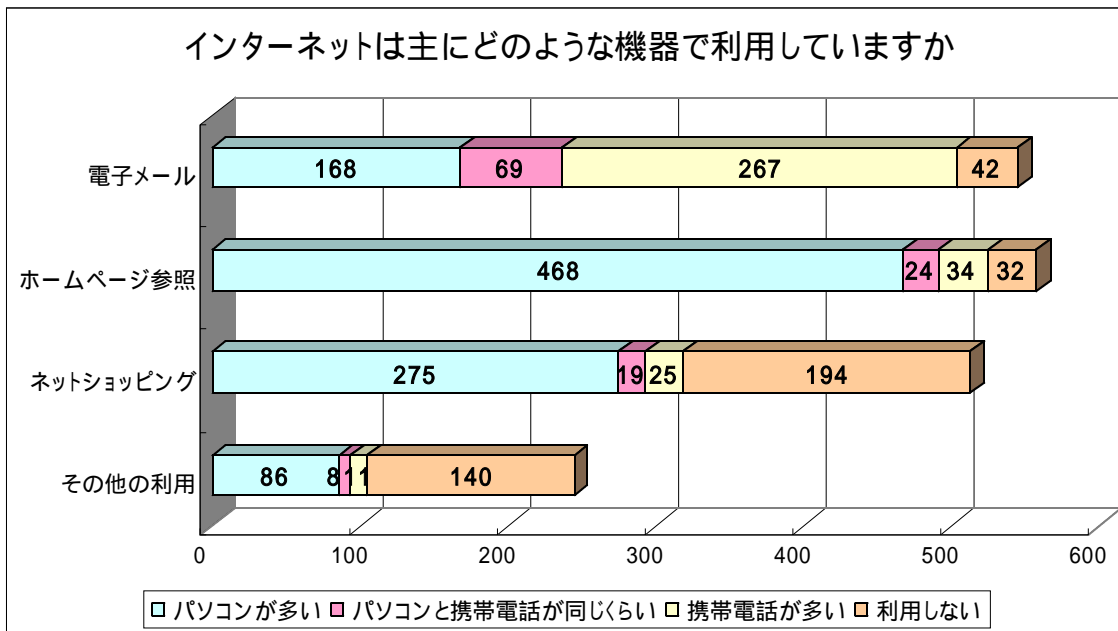


また、上表のように、インターネットを利用する世代に格差が生じており、今後の情報化を推進するにあたり、情報弱者に対する十分なサポートが必要になってきています。

本市では、神岡総合情報センターに市民や自治体・企業などがいつでも研修できるIT研修室を設置し、ITサポート員の指導により年間130回以上のパソコン教室を開催し、延べ1,200人が参加しています。その他の地域においては、公民館などの社会教育施設を活用して一時的にパソコン教室を開催したことはありますが、現在は皆無の状況となっていることから、情報センターの活用とともに、各総合支所の空き室や社会教育施設等へのパソコン等機器整備を図り、指導するサポート員や職員を派遣し、だれでも情報学習能力の向上ができる環境を整備する必要があります。

インターネット利用者で電子メールを利用している市民は88%、ホームページ参照者は92%と高い利用率となっており、主に情報検索や収集、ネットショッピングやオークションなどに利用されています。また、ネットショッピングは約56%で半数以上の方が利用していますが、反面、ネットショッピングを利用しない理由としては、個人情報の漏えいやトラブルに巻き込まれる不安と心配が挙げられています。

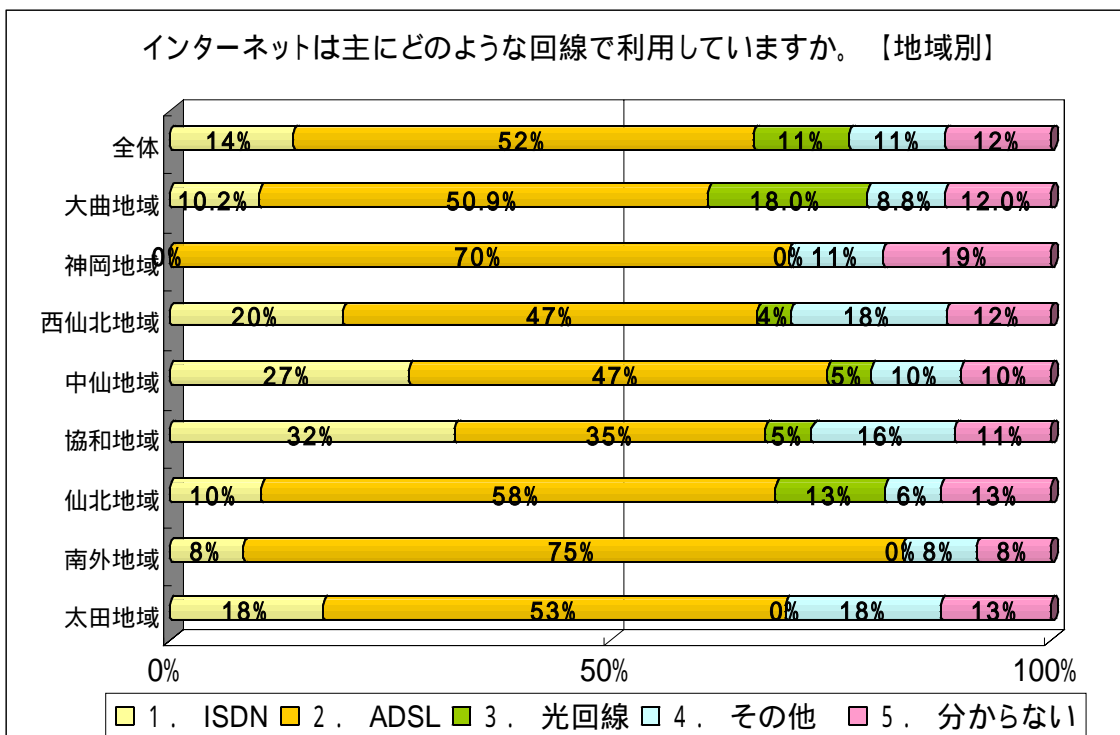
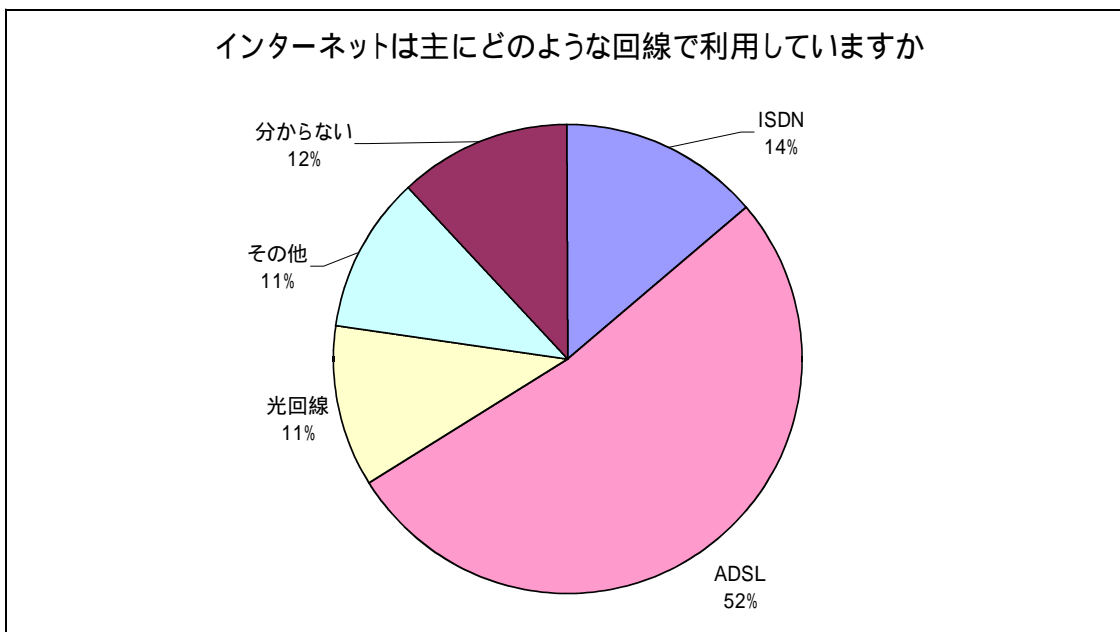
このような不安などを解消していくためには、ITサポート員によるインターネットのトラブル相談の実施や、本市のホームページでインターネットを利用して実際に起きたトラブル等の事例・対処法を挙げるなど、インターネット利用者に対するサポートをしていく必要があります。



本市でのインターネット回線ごとの利用率の現状としては、光回線が11%、ADSL回線が52%、ISDN回線が14%になっています。

平野部では比較的回線も整備されていますが、中山間部地域においては高速通信回線も普及していないことから整備要望も多く、未整備地域へのADSL回線や光回線の整備が課題となっています。

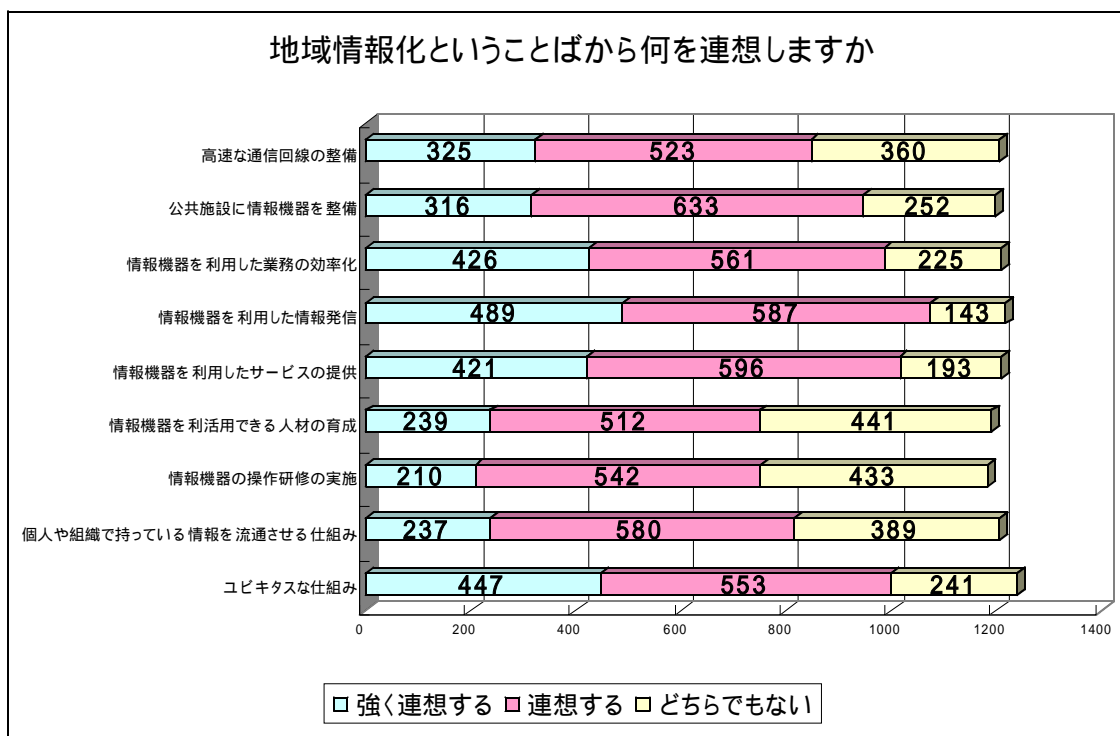
将来、高速・超高速通信回線を整備することにより、地理的な情報通信格差（デジタル・ディバイド）が解消され、インターネット等の利用普及は進むものと考えられます。



また、最も普及している携帯電話については、市の北西部に位置する協和・西仙北・南外地域で不感地域が確認されていることから、移動通信用鉄塔施設の整備などによる情報通信格差の是正に努める必要があります。

(3) 地域情報化について

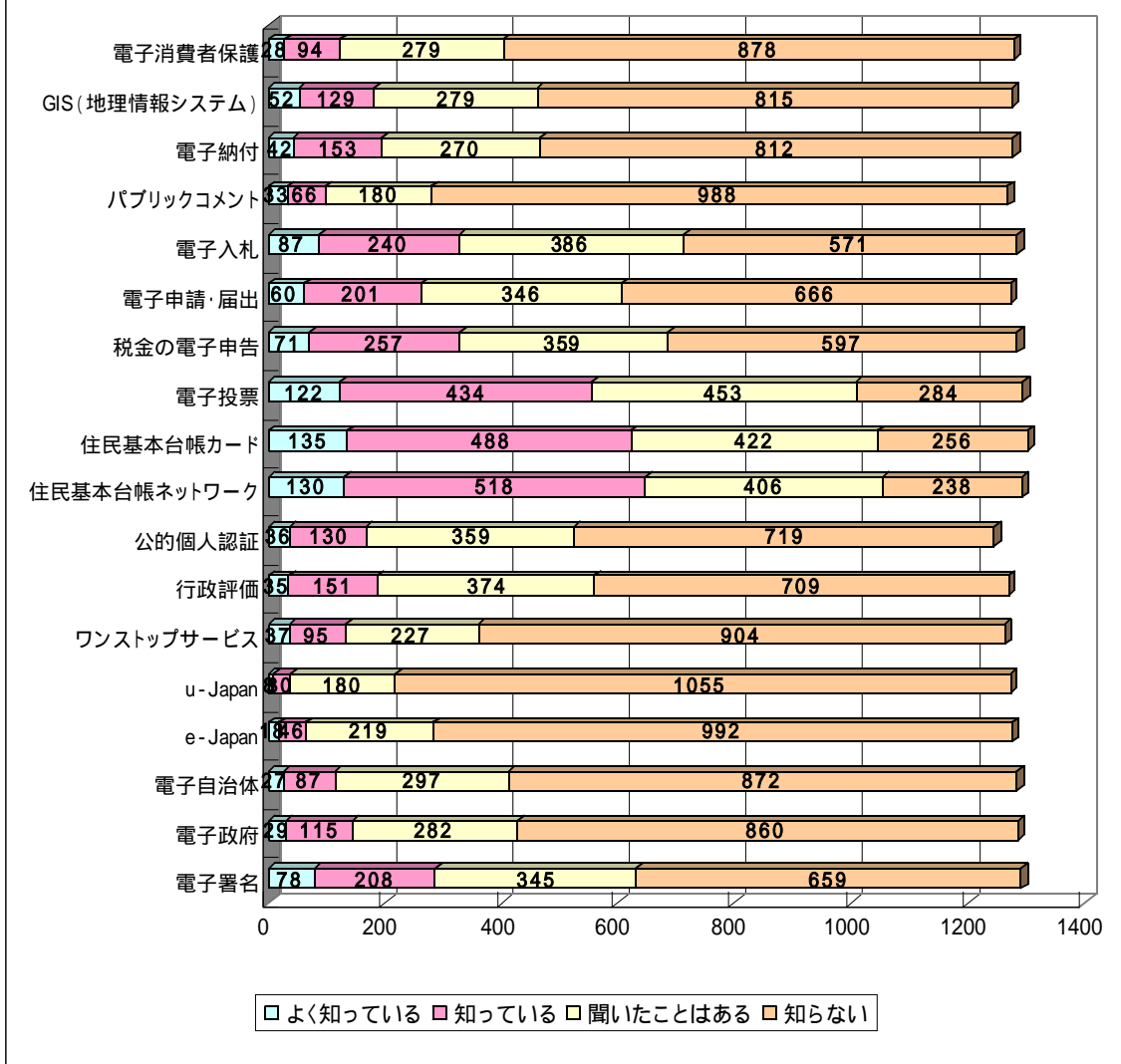
市民意識調査結果から、「地域情報化という言葉から何を連想しますか」という質問に対しては「パソコン等を利用した情報発信」が最も多く、次に「パソコン等を利用したサービスの提供」、「いつでも、どこでも公共サービス、民間サービスを受けられる仕組み」となっています。



コンピュータ用語の認知度については、最も認知度が高かった用語は「住民基本台帳ネットワーク」で認知度は77%、次いで「住民基本台帳カード」が76%、「電子投票」が74%となっています。最も認知度が低かった用語が「u-Japan」で16%、次いで「パブリックコメント」が20%、「e-Japan」が21%となっています。新聞等で一般的に知られているコンピュータ用語が質問の対象でしたが、認知度が50%を超える用語は、18のうちわずか5つに留まっており、なじみにくいことから、市民へ十分に浸透していないことが分かりました。

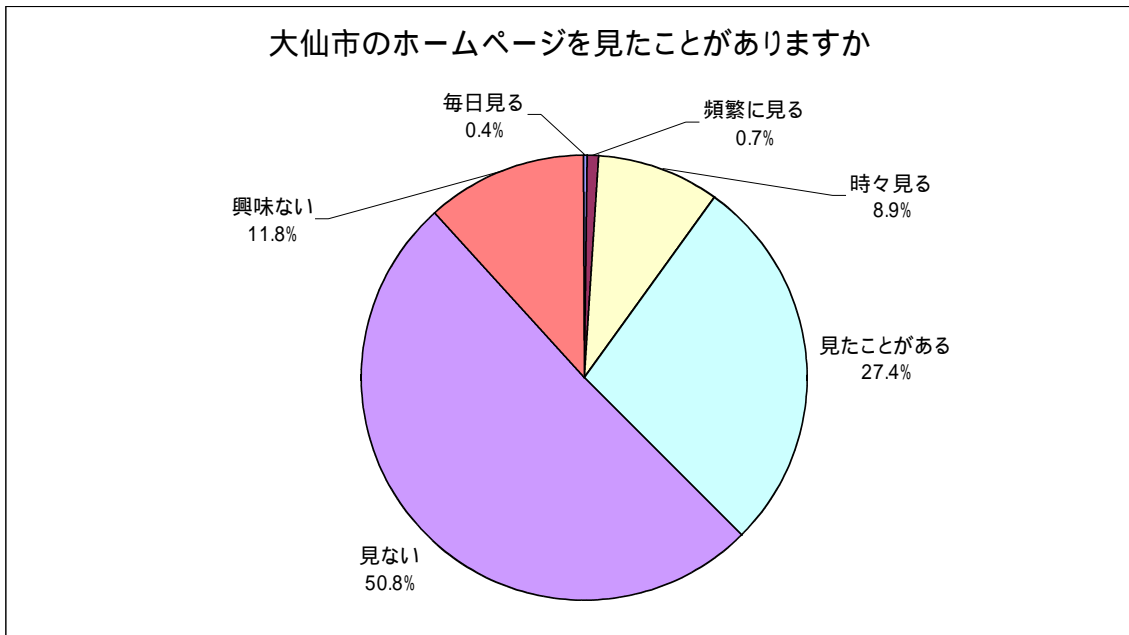
今後の対応としては、コンピュータ用語の解説をホームページや広報等に掲載し、普及啓発に努める必要があります。

次にあげる用語はご存知ですか

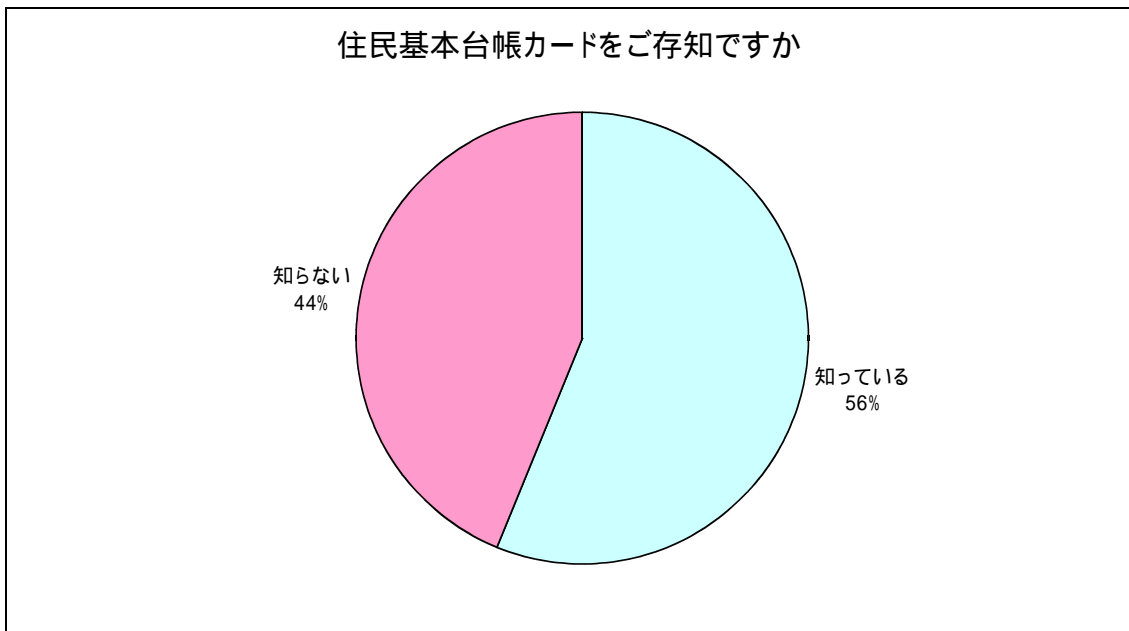


「大仙市のホームページを見たことがありますか」という質問については、アンケート回答者全体では「見たことがある」が36%で、「見たことがない」が60%となっています。インターネット利用者では「見たことがある」が58%で、「見たことがない」が42%となっています。ホームページに望む内容については、「医療に関する情報」「健康に関する情報」「災害に関する情報」が上位を占めています。望む機能については、「各種証明書発行」「公共施設の空き照会・予約」「各種申請書のダウンロード」などが上位を占めています。

ホームページに関しては、「情報が少ない」「検索しづらい」などの意見が多数あることから、今後、庁内の関係各課で問題点・修正点を協議し、意識調査の結果を反映させながら市民が参画しやすく、利便性と双方向性の高いホームページに改修していく必要があります。

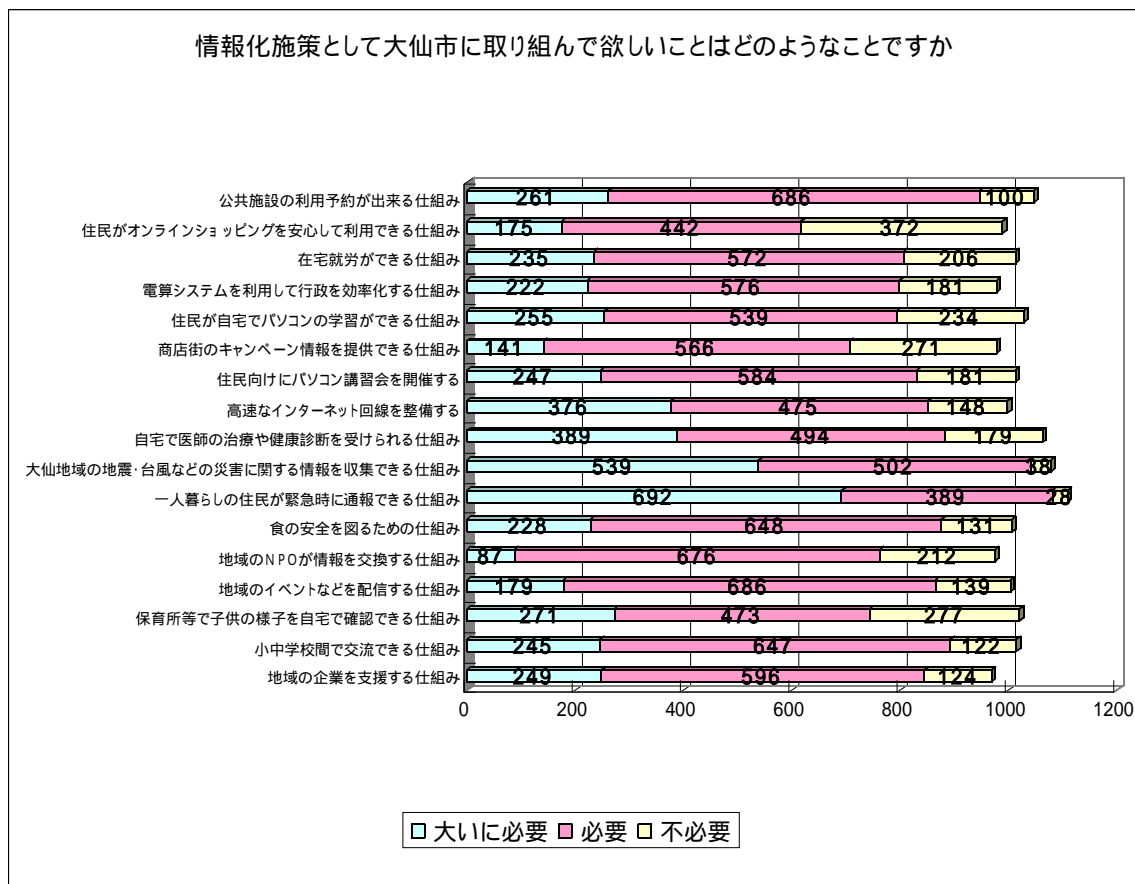


住民基本台帳カードについては、56%と半数以上の方が知っていると回答していますが、本市での住民基本台帳カードの発行率は、0.3%（2006年12月）で、市民の間に普及していないのが現状です。このカードの活用をより拡大するために、「各種証明書の交付用」「検診等の申込みと結果照会」「公共施設の予約」などの機能を検討し、より利便性の高いカードにする必要があります。



情報化施策として取り組んで欲しいことについては、「一人暮らしの住民が緊急時に通報できる」「地震・大風などの災害に関する情報を収集できる」「小中学校間の交流ができる」「自宅で医師の治療や健康診断を受けられる」などの仕組みが上位を

占め、医療や災害、教育について関心が高いことが伺われます。



これらの仕組みを進める上で、個人情報の保護や安全・信頼性の確保、高齢者や障害者に対する配慮など、安全対策を充分考慮するとともに、誰でも簡単に利用できるための対応が求められています。

第3章 情報化施策

市民・企業および職員の意識調査結果などを踏まえ、概ね10年後を見据えながら、市が情報交流都市として進むべき方向性を確立し、重点的に取り組むべき施策を掲げ、厳しい財政状況においてもできる限り情報通信技術を活用し、豊かで快適な生活をおくることのできる環境の整備と、市が目指す田園情報交流都市づくりの実現を目指します。

1. 子育て支援と支え合う福祉社会の構築

(1) 基本方針

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・子育て・福祉・教育・防災分野の充実に對する市民ニーズは年々高まる一方です。このような状況にあっても、市民一人ひとりが生きがいをもって豊かで快適な生活をしていくためには、幼児から高齢者まで心身ともに健康であるとともに、地域における人と人とのふれあいが大切です。

地域における人と人とのふれあいの場は、情報通信技術を活用することにより、公共施設のみならず自宅や職場などでもふれあうことができ、ともに支え合う状況が生まれてきます。

ここでは、4つの分野における施策の柱を設定し、具体的な方策を示します。

1) 安心して健やかに暮らせるまちづくり

保健・医療の充実

・現状と課題

食生活の偏りや運動不足などの生活習慣に起因する生活習慣病が増え、その結果認知症・寝たきりなど要介護状態になる人が増加しています。また生活習慣病関連の医療費の伸びも著しく、医療費適正化のためにも生活習慣病対策が求められています。さらに、がんや脳血管疾患・心疾患などの生活習慣病が原因で死亡する割合が高く、病苦による自殺も多い現状です。

すべての市民が、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことができるようになるためには、情報通信技術を活用した健康増進、医療の提供等の高度なサービスの効果的な展開や地域ネットワークの構築を図っていく必要があります。

また、市民が必要とする保健・医療情報の収集と提供を行い、必要なサービスを迅速に受けることができる体制の整備が課題となっています。

・目標

人生を5段階のライフステージ（乳幼児期、学童期・思春期、青年期、壮年期、高齢期）に区分した生活習慣の改善目標を提案し、壮年期死亡（早世）の減少、健康寿

命（認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸、生活の質の向上を図ります。

さらに、市民が必要とする保健・医療情報の収集と提供を行うとともに、いつでもどこでも気軽に安心して相談できる窓口の設置や環境の整備を図り、必要なサービスを迅速に受けることができる体制の整備を進めます。

子育て支援の充実

・現状と課題

子育て支援対策については、国・県をはじめとして、市としても妊婦健診、出産前後小児保健指導、すこやか子育て支援事業、乳幼児健康支援一時預かり事業、乳幼児福祉医療制度などに積極的に取り組んでいます。依然として少子化が進んでいる状況にあります。また、核家族化の進展に伴い育児不安が増加していることから、いつでもどこでも安心して気軽に相談できる環境の整備が必要となっています。

一方、子どもを産みたいと思っても働いているからという理由で産まない人が増えているのが実状で、その主な理由としては、経済的な理由や復職できないなどの理由が考えられます。

・目標

子どもを産み育てやすい環境を整備するため、様々な施策や事業を今後も実施していかねばなりません。特に、インターネットを活用して保護者の経済的負担軽減策など子育て支援事業の紹介、育児不安を解消するための相談体制の構築や育児情報の提供などの環境整備に努めます。また、子育て支援ボランティアなど地域の人的資源の活用を推進します。

また、安心して子どもを産み育てるための職場環境が作られるよう、事業者等への啓発活動を推進します。

社会福祉の充実

・現状と課題

従来の地域コミュニティの希薄化により、地域の問題は地域でという住民の相互扶助意識が低下しているなか、援護を必要としてもそれを誰に相談すればよいのかわからず、必要とするサービスがあるにも係わらずそれを利用できない状況や、障害者等の要援護者の実態把握が難しく、緊急時の対応に苦慮している状況があります。

このような状況のなか、行政だけでは対応できない事例も多く、住民や民生児童委員、社会福祉協議会などとの協働による地域福祉ネットワークの充実を図る必要があります。

・目標

生活課題の地域解決型コミュニティづくりを進め、地域全体で見守り支え合い、安心して暮らせる地域づくりが必要になってきています。

現状や実態に対応した施策を効率的に実施できるよう、行政と地域、双方が繋がった仕組みを構築するとともに、生活する地域内において住民自身が生活課題を解決できるよう、情報通信技術を活用したコミュニティの醸成を図ります。

また、障害者等の自立を支援するための相談や情報提供機能を充実するため、誰でも利用できる通信機器の整備や環境の構築に努めます。

高齢者福祉の充実

・現状と課題

より活力ある社会を形成し、豊かな市民生活を実現するためには、すべての市民の社会参加は重要な意義があることから、情報通信技術を活用し、誰もが主体的に社会参加を可能にするための環境を整備する必要があります。

また、高齢者等の情報通信機器操作については、困難な状況が想定されることから、簡単な操作で情報の相互交換ができる環境整備と、家族や支援者への理解と協力について啓発していく必要があります。

・目標

長年培った知識や技術、経験等を活かせる社会参加の場や、保健・医療・福祉の各分野のサービス内容、利用方法などを総合的にホームページで紹介するとともに、広報活動の充実を図ります。

また、地域包括支援センター、民生児童委員、保健師などの活動を通じたきめ細かな情報提供や、高齢者が家庭や地域において簡単に操作できる情報通信機器の提供と環境の整備を進め、日常的に各種保健福祉サービスが受けられる体制を整備します。

さらに、施設等に入所している高齢者などのために、学校や地域の行事などを映像配信し、施設にいてもふれあえる機会を提供します。

社会保障の充実

・現状と課題

回復しつつある社会経済の状況にありながらも、本市においては失業者や所得の不安定な層の被保険者が増加傾向にあることから、国民健康保険においては所得の低迷により収納率も左右されるなど、保険運営に大きな影響を与えており、適正な国民健康保険事業の運営を図る必要があります。

また、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の周知・啓発活動などを、早急に図る必要があります。

国民年金においては、制度に対する理解の不足などによる未加入者、未納者が生じないよう制度の一層の普及啓発を図る必要があります。

生活保護は、長引く社会経済情勢等の低迷によりここ数年増加していますが、生活に困窮する市民に最低限度の生活を保障する一方で、社会的な自立を促す必要があります。

・目標

国民健康保険や老人保健、後期高齢者医療については、制度についての正しい知識と理解を深めるための情報提供を行うとともに、適正受診による医療費の適正化や健康づくりへの取組みなどを促進しながら医療費の削減に取り組み、国民健康保険税などの負担を抑えます。

また、病気の予防、早期発見、早期治療のための健康診査等の充実や生活習慣の改善などの個々の健康管理に関する情報提供と相談業務を推進し、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図ります。

あす つく

はぐく

2) 未来を創り心豊かな人を育むまちづくり

学校教育の充実

・現状と課題

学校教育における情報化については、子どもたちの確かな学力の向上と情報活用能力の育成を図るため、平成17年度までに「すべての小・中・高等学校の授業において、コンピュータを活用できる環境を整備する」という文部科学省の目標に従い、市内全学校のコンピュータ教室に1～2人に1台の環境を整備しています。

また、児童生徒の学習能力や情報活用能力の向上と、学校間の情報共有と交流機会を提供し、教職員の業務効率化を図るために、平成17年度に教職員に1人1台のパソコンを配置するとともに、教育機関のグループウェアを導入したところです。

市教育委員会では、これらの情報インフラを活用し効果的な運用を促すために、児童生徒がコンピュータを必要に応じていつでも利用できる環境を整備することや、基本的な機器の操作から通信操作、情報活用能力の獲得と情報モラルの習得などを学年ごとに取り組みすることとした「情報学習支援事業内容」を作成し、実施にあたっているところです。

しかしながら、市町村合併に伴い新市として統一した新たな学校教育はどうあるべきかを示した「小・中学校の現状と教育環境整備の方向性について（平成18年8月策定）」においては、情報教育に関する項目が設けられていないことから、教育現場における将来構想は見えていない状況にあります。

今後は、ある程度の統一的な情報化教育カリキュラムの策定と教育プログラムの整備、指導にあたる教職員のスキルアップと情報活用能力を高めるための研修機会の提供が必要となっています。

なお、児童生徒が巻き込まれる事件や事故、いじめや自殺などが全国的に増えている傾向にあることから、早急な対応策が求められています。

近年、子どもたちが容易に携帯電話やインターネットを利用できる環境にあることから、子どもを見守る立場にある保護者や教職員が対話を通して、問題点の解決や判断力などをつけさせていく対応策が必要となっています。

・目標

地域イントラネット基盤施設整備事業により整備された高速通信回線を活用したインターネット授業、マルチメディア対応による学校内における児童生徒間および教職員間の情報交換や情報共有の充実、インターネットの活用による情報収集や情報発信など、情報活用能力の向上と学習能力の向上のほか、現在実施している登下校時における事件や事故に巻き込まれないための通信機器を活用した安全安心メールシステムを充実させていくとともに、いじめや自殺などが起こらないよう児童生徒の相談業務などの環境整備に努めます。

また、インターネットなどを利用している子どもたちを見守り、問題点に対する知識をもたせるため、保護者や教職員へのe-ネットキャラバンなどの啓発活動を行います。

生涯学習の推進

・現状と課題

近年、心の豊かさや生きがいを求めて学び続ける市民が増加していることや、その学習内容が多様化と高度化していることから、学習活動への支援体制の確立が求められています。

そのためには、市民が主体的に企画・運営に参画するとともに、各種団体や指導者および専門家などと相互に連携・支援するネットワークの構築、および情報の共有化が必要となります。また、市民が主体的に学習と指導の機会を選択できるための学習情報提供サービスの充実が課題となっています。さらに、生涯学習関連施設における学習時や学習成果の発表時において活用する機器の整備が必要となっています。

また、大仙市では高齢者を対象として市民大学を開校し学習の機会を提供していますが、交通弱者も多いことから受講できない市民も多く、遠隔地でも学習できるような対応が求められています。

一方、7館1学習情報室が設置されている図書館については、それぞれの対応がまちまちであることから、全図書館共通のシステムによるネットワーク化を促進する必要があります。

・目標

市民への情報提供を図るため、インターネットを活用して講座等の内容紹介を行うとともに、受講者や指導者およびボランティア団体等とのネットワーク化を図り、学習情報の収集・提供・共有を進め、学習能力の向上（スキルアップ）に努めます。

また、高度情報化社会に対応するため、社会教育施設へのパソコンの設置を図り、出前講座形式によるパソコン教室の開催による機器操作の向上と普及を図るとともに、施設同士や関連機関との連携を強化し、情報通信技術を活用した情報の一元化とサービスのスピード化を図ります。

3) 仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり

男女共同参画社会の形成

・現状と課題

男女共同参画社会の形成については、国や地方公共団体を問わず様々な取り組みが実施されています。

本市においても、市民意識調査を実施するとともに、講演会や研修会、各地域においての出前講座などを開催していますが、女性の政治および経済活動での活躍は依然として低調であり、女性の地位向上に向けた一層の努力が必要となっています。

平成18年6月に行った市民意識調査結果からは、「男は仕事、女は家事と育児」という考え方について、反対派が49.0%を占め、賛成派の37.6%を大きく上回っていることから、男女の固定的な役割分担意識に変化が出てきています。

また、社会問題になっている女性に対する家庭内暴力や性的嫌がらせなどは、男女共同参画社会の形成の大きな妨げとなっており、その根絶をはじめとする女性の人権擁護や相談体制の整備は必要不可欠の課題となっています。

・目標

市のホームページに男女共同参画コーナーを開設し、市民からの要望や提言と相談などについて情報を提供していただくとともに、支援制度や相談業務、講演会などの情報発信に努めます。

また、事業所における女性の立場や役割分担、性的な嫌がらせ、育児や介護休業制度の利用状況などの実態について調査を実施し、調査結果を公開していくとともに、県の関係機関や大仙市DV防止連絡会、FF推進員などと連携を図り、対応策について協議を進め、市の広報やホームページなどで情報公開します。

地域間交流の促進

・現状と課題

情報、経済、観光など多様な分野で行政区域を越えた交流が広まっており、地域間交流は地域活性化のキーワードのひとつになっています。

秋田県では、青森県、岩手県との3県による北東北広域連携構想に基づき、観光などの分野を中心に広域連携を推進しており、市でもこの流れに対応し、秋田、岩手両県の市町村による北東北地域連携軸構想推進協議会および秋田・岩手地域連携軸推進協議会に参加し、太平洋側と日本海側をつなぐ広域交流圏の形成を目指しています。

また、神奈川県座間市、宮崎県宮崎市（旧佐土原町）との交流も継続することにしており、人的・物的交流を具体的に進める必要があります。

こうしたなかであって、情報通信技術の取得は他地域との交流や連携に積極的に取り組むための有効な手段となることから、これらに関する学習や研修を支援していくことが重要です。

- ・目標

市内のそれぞれの地域間の理解を深めるための情報発信に努めます。

また、北東北地域連携軸構想推進協議会、秋田・岩手地域連携軸推進協議会を中心に他地域の住民との交流と連携に積極的に取り組むとともに、民間団体による地域間交流や連携を支援するほか、旧市町村から引き継いだ友好都市事業を継続します。

国際交流の促進

- ・現状と課題

国際交流は、異文化に対する理解を深めるとともに、自らの文化を見直すことにもつながることから、国際化に対応するために欠かせない相互理解や友好親善を促進していく必要があります。

本市においては、合併前の旧大曲市でドイツ・テトナング市と友好都市関係を築き、旧西仙北町では「大綱引き」を通じ、韓国・唐津郡との交流が、旧協和町では「社団法人韓国LABO」を通じ、青少年の派遣や受入など民間レベルで交流が行われており、これらの縁を大切にしながら今後も交流を継続していく必要があります。

一方では、学校教育などにより外国語の語学力を高めるとともに国際理解を深めるなど、国際化に対応できる人材を育成することも国際交流の促進に欠かせません。

- ・目標

これまでの活動を礎として、友好都市との連携を検討するとともに、市民や民間団体が主体的に取り組む国際交流活動への支援を行うほか、海外派遣、国際交流にかかるイベント等の情報提供を民間団体と行政の相互で行い、住民参加を促進します。

また、学校教育などにおいて、インターネットを活用した海外との交流を推進するほか、外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）による英語指導や国際理解講座などの開催により国際社会への認識を深め、国際化に対応できる人材の育成に努めます。

4) 環境と調和し快適で安全に暮らせるまちづくり（防災含む）

自然環境の保全

- ・現状と課題

本市は、西部に広がる丘陵地帯や東部の山脈地帯の森林、仙北平野に広がる緑豊かな田園地帯、雄物川や玉川をはじめとした多くの河川による水辺環境に恵まれ、市民にやすらぎをもたらしています。また、森林公園やスキー場など健康を増進するレクリエーション空間にも恵まれています。

これらの恵まれた自然環境は、本市の貴重な財産であると同時に有望な観光・レクリエーション資源であることから、未来にわたって守り育てるとともに、共生を図りながら整備を進める必要があります。

また、下水道等の普及率が低いことから、生活排水などによる河川の水質汚濁が懸念されるとともに、河川等へのごみの不法投棄による河川環境の悪化や水害等による衛生面の低下と景観の悪化が課題となっています。

・目標

本市の豊かな自然を維持し保全を図るため、自然保護活動や動植物調査などの環境学習に取り組むとともに、森林公園など自然とふれあい親しむ場の整備を進め、市内外への情報提供に努めます。

また、酸性雪の監視およびデータ収集を行うとともに、河川画像配信と不法投棄監視員による監視を進め、環境保全に対する意識高揚のための情報公開と提供を行います。

生活の安全、安心確保

・現状と課題

幼い子どもたちが被害となる事故や事件が全国的に多発しており、社会不安が大きくなってきています。子どもたちが安心して通学できる方策や事件のない明るい地域づくりの活動に対して、情報通信技術を活用した支援を行っていくことが課題となっています。

本市には、雄物川、玉川、丸子川、荒川とそれらに流入する中小の支流が多くありますが、一部を除いて未整備堤防であり、地震による河川堤防の亀裂のほか、沈下、法面崩壊および護岸、水門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂、沈下が予想され、特に増水時等に地震が発生した場合には、堤防が決壊するおそれがあります。

また、融雪時や豪雨時には河川が氾濫し、頻繁に洪水等の水害が発生していることから、水害危険区域では河川改修を進めるとともに、水位監視対策を講ずる必要があります。

本市には、消防団員1,395名、自主防災組織100団体（平成18年10月1日現在）、避難所は138箇所、避難場所は112箇所ありますが、災害発生時に迅速に対応できるよう消防力、防災体制のネットワークの強化に努めていく必要があります。

現在、本市では防犯指導員が48名おり、夜間パトロールや防犯協会と連携した防犯活動に努めていますが、多様化・高度化している犯罪を未然に防止し市民生活の安全を守るために、関係団体との連携や地域が一体となって防犯に努める必要があります。

近年、ネット詐欺や架空請求による消費者の被害が増加しています。多様化する犯罪やトラブルに巻き込まれないよう警察署等への相談はもちろん、近所同士の連携も必要になってきています。

・目標

犯罪や災害を未然に防止すると同時に、あらゆる被害から市民の生命、財産を守り安心して暮らせる地域社会を構築するため、防犯・防災体制の充実や、被害発生時の

早期対応のための取り組みを推進します。

関係機関・団体、地域と連携しながらパトロールを強化するなど防犯対策を推進するとともに、防犯団体・青少年育成団体と協力しながら、将来を担う子どもたちを暴力や犯罪、交通事故などから守ることを重点に置き、防犯教育の推進や青少年健全育成のためのパトロールやキャンペーンを実施するなど犯罪の未然防止に努め、市民生活の安全を確保します。

河川の氾濫防止等の治水対策として、雄物川上中流河川改修事業や玉川河川改修事業などの早期完成に向けて関係機関に要望していくとともに、国土交通省などの関係機関と連携しながら河川の監視体制を強化します。

災害時における通信の確保を図り、避難指示や災害対応に迅速・正確に対応するため、防災行政無線のデジタル1波化と基地局整備を進め、移動系および同報系行政無線システムを構築し、防災対策の強化を図ります。

災害発生時には、地域防災計画に基づき災害情報の収集と分析などに努めるとともに、迅速に対応できるよう広域消防署並びに消防団体との連携による消防力、防災体制の強化を図ります。あわせて、消防防災施設や備蓄品の整備・充実に努めるほか、防災マップやハザードマップを作成し避難場所を明確にしながら市民への情報提供に努めます。

また、災害発生時に連絡が取れなくなる恐れのある集落については、孤立化することが予想されることから、現在進めている衛星携帯電話の整備を拡充します。

消費者被害を防止するため、市民から早期の情報提供をしていただくとともに、関係機関や消費者団体等との連携を図り、商品取引知識の普及や消費者トラブルに対する相談体制の充実と情報提供に努め、相談者の不安解消や安全確保に努めます。

雪対策の強化

・現状と課題

本市は、豪雪地帯に属する積雪寒冷地帯で、冬期間における降雪期には、通勤・通学時の交通渋滞や吹雪・路面の凍結等による交通事故、雪下ろし作業中の転落事故なども数多く発生し、また、日常生活や物流・交通等産業経済活動にも支障をきたしており、雪対策の強化が必要不可欠となっています。

特に市民からは、市街地や集落内の生活道路や通学路の除排雪体制の充実強化、消融雪施設の整備拡充が望まれています。

また、高齢化が進む中で、一人暮らし高齢者や高齢者世帯などの雪下ろし作業や除排雪等に対する支援については、大仙市として統一したサービス内容や利用料の確立を図るとともに、降雪情報の提供に努める必要があります。

・目標

全市的な除雪機械の配備状況や効率的な除排雪作業の見直しを検討していくとともに、除排雪体制を強化するため、情報通信技術と通信機器の活用を図り、円滑な道路交通環境と市民生活の安全を確保します。

特に、市街地や集落内の生活道路や通学路などでは、緊急車両の通行に配慮した除

排雪の充実と強化を図り、また、除雪車が通った後に残る雪については、市民との協働のもとに対応を進めます。

ボランティア団体や市職員などによる除排雪作業や排雪箇所の確認と確保をするためのネットワークを構築し、協力体制を強化するとともに、市民や市職員のアイデアと協力による市民の安全確保に努めます。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの雪下ろし作業や除排雪等の支援については、関係機関・関係団体・市民ボランティア等と連携を図りながら統一した支援体制の確立に努め、高齢者等が冬期間も安心して暮らせる社会を目指します。

2 . 産業振興・雇用の創出

(1) 基本方針

地域経済を支える産業の振興は、若年者や就労意欲を持つ高年齢者に就業機会と所得をもたらし、地域に活力を与える原動力となります。

少子・高齢化の進展に歯止めをかける対策にも要望はありますが、地域事情や現実に沿った対策も必要と考えることから、より多くの市民が就労の機会を得られ、生き活きと希望を持って活躍できるまちづくりを進めることが重要です。

特に、若年齢者の雇用拡大のための企業誘致や市で進めている農業法人の育成と農林業経営改革による高年齢者の雇用拡大、農林業における技術革新と効率的な生産体制の整備、地元事業者の経営効率の改善や新規事業者への支援、空き店舗の解消や特色ある商店街の形成、既存企業の高度技術化と競争力の強化、空き工場や空き工業団地の再利用と起業家の育成、観光施設の充実と施設間および関係機関とのネットワーク化による誘客の推進、観光ニーズの把握と観光情報の発信など、これらの施策を実現するために、農林業関係団体や商工業関係団体、観光関係団体や雇用関係団体と行政が連携を図り、情報通信技術を活用して何ができるのかを模索し、若者から高齢者までがそれぞれの分野においてそれぞれの能力を発揮できる環境づくりに努めることが大切です。

1) 生き活きと希望を持って活躍できるまちづくり

農林水産業の振興

・現状と課題

本市は、東に奥羽山脈、西には出羽丘陵が縦走しており、その間を流れる雄物川とその支流である玉川に沿って仙北平野が広がる穀倉地帯であることから、古くから農林業を主体として米や木材を川港や船着場を利用して搬出していました。

このような歴史の背景から、就労および生産額の産業構造は農林業を主体とした第1次産業が1位を長く占めていましたが、昭和50年代前半以降は第2次産業と第3次産業の振興に伴い逆転の現象が進んでいます。

特に、第1次産業の基幹である農業においては、昭和35年と現在の比較で経営耕地面積はほぼ横ばい状態となっていますが、専業農家数では9分の1以下という状況となっています。さらに、少子高齢化の進展に伴い、農業後継者数が減少の一途をたどっていることから、担い手の育成と確保、および規模拡大と集落営農の組織化が喫緊の課題となっています。

また、消費者はブランド作物や安全で安心な食物を嗜好する傾向にあり、生産のみならず流通や加工の分野まで安心安全を求めていることから、情報の収集や発信のために、情報通信技術の活用は重要な役割を占めるとともに、情報の収集や発信のために農業者及び関係機関・団体との連携・協力が不可欠となっています。

・目標

本市は、県内有数の穀倉地帯であることから、農業を主要な産業と位置づけ、魅力とやりがいのあるものとしてさらなる発展を目指していきます。

農産物のブランド化や農業後継者の育成にあたっては、農業者や農業関係機関・団体および行政が農業高校や大学と連携を図り、積極的にブランドづくりの研究に取り組むとともに、後継者育成のための支援や研修機会の提供に努めていきます。

また、大仙市集落営農・法人化支援センターの運営による集落営農の組織化を進展させるとともに、大規模経営が進むための農地流動化計画を作成し、大規模経営による雇用の促進を図ります。

さらに、情報通信機器を活用した経営革新と近代化を促進するための機会を提供し、農業起業家の育成を図るとともに、広大な地域資源を活用し「どこにいても、だれとでも情報交流ができる」田園情報交流都市を目指します。

商業の振興

・現状と課題

本市の第3次産業においては、卸・小売・サービス業における就業者数は増加しているものの、平成15年の総生産額では前年に比べ0.7%の減少となっています。

近年では郊外への大型店の進出はあるものの、景気の回復状況が見えていないことから消費が停滞し、中心市街地や地域の商店街においては廃業や店舗の縮小による空き店舗が目立ち、商店街が衰退してきています。また、商業地域におけるコミュニケーションが図りにくくなってきていることから、地元消費者や観光客の往来を確保するための、商業者間の連携を強化する必要があります。

また、行政など官公庁における事務の電子化が進むなかで、本市における情報サービス産業では専門的な事業所も少なく、県内においても遅れている状況にあります。

このような状況から、消費者や観光客のニーズを把握し、商業団体や商業者および異業種間で魅力ある商品の開発に取り組むとともに、個性的な店舗や新たなビジネスモデルの構築による、人が集い、魅力ある物があふれ、にぎわいが創出される新しいまちづくりの取り組みが必要となっています。

・目標

商業者および商業団体と行政が、インターネットを活用して消費者のニーズを把握するとともに、ネットワークを構築し商業者同士のコミュニケーションを図ることをはじめとして、全国および世界の情報を収集し本市の特色を生かした魅力ある新たな商品の開発と、モデル商店街やメインストリートづくりに努め、子どもや若者が楽しみ、高齢者や観光客が集い、にぎわいのある商店街づくりを目指します。

また、既存店舗の営業存続を図るため、地域単位ごとの商業振興に取り組むとともに、雇用の増進を目指します。

なお、遅れをとっている情報サービス産業においては、専門的な知識を有した人材を育成するとともに、企業化を目指す人材への支援を強化し、市内企業への受注割合を高めるための方策を検討します。

工業の振興

・現状と課題

昭和40年代から始まった誘致企業のための工業団地の造成も、秋田新幹線や秋田自動車道などをはじめとした鉄道や道路が整備された現在に至っても、空き地や空き工場が目立つ状況となっています。

このような状況に経済不況の影響を受けたことから、産業構造が生産業からサービス産業に転換してきていることから、第2次産業（特に製造業）においては事業所数は増加しているものの総生産額では減少傾向にあります。

このような現状を打開するためには、既存企業の情報通信技術による高度化と戦略的な活用による競争力の向上、規模拡大企業への融資制度の見直しなどを進める必要があるとともに、行政による大胆な企業誘致策と優遇措置の改善、地元出身の企業者や大企業とのコネクションを持つ人材を発掘し、情報発信と情報網を活用していく必要があります。

・目標

今後の工業振興にあたっては、一般企業においても情報通信技術の利用は欠かせないものとなっていることから、既存企業の情報化対応を促進させるために、人材育成のための研修の機会を提供するとともに、ネットワークをベースとした新規産業の創出と、技術の高度化への整備支援と競争力の強化のための情報活用を促進します。

また、地元出身者や関係者等と連携を密にし、高速交通網や工業団地を活用できる優位性と優遇措置の情報を発信し、地元根ざし情報機器を活用する大規模企業の誘致に積極的に取り組みます。

雇用の安定、就労の促進

・現状と課題

社会経済における景気の低迷は、中央や企業によっては回復傾向にあるといいながらも、本市においては依然として失業者が減らない状況にあるとともに、アルバイトやパートおよび内職など労働者の就労形態も複雑化しつつあります。

さらに、若者の就労離れを現すニートやフリーターなどの問題も生じてきていることや、間もなく訪れる団塊世代の大量定年退職の問題が予想されること、社会参加を希望する高齢者が増加していることなどから、市民意識調査結果にも就労機会の確保や情報提供についての要望が多く見受けられました。

今後は、若者が定住できるための雇用の確保と団塊の世代や高齢者が経験とノウハウを発揮できる機会の提供が必要となります。

・目標

経済の景気回復が最善の解決策ではあるが、既存企業等の事業拡大や企業誘致による雇用の確保対策を進めるとともに、ハローワークなどの関係機関と連携しながら雇用情報の収集と共有および提供の充実に努め、新規卒業者や団塊の世代および高齢者への職場研修等の情報提供を図り、情報通信技術を活用した職業能力開発のための研

修事業を展開します。

また、市のホームページ等により雇用助成金制度等を周知し、新たな求人や起業による雇用機会の拡大を図ります。

観光の振興

・現状と課題

広大な面積を擁する大仙市には、国・県・市指定文化財をはじめとする数多くの史跡や名勝などのほかに、各地域で開催されるイベントや伝統行事など豊富な観光資源を有しています。

特に、開催80回の歴史を誇る大曲の全国花火競技大会は、全国から70万人を超える観客が訪れる一大イベントとして名をはせています。

この一大イベントを除いては、国内最大級の重要無形民俗文化財「刈和野の大綱引き」、民俗芸能の「ささら舞」、冬の夜空を彩る幻想的な「太田の火まつり」、市内各地域で行われる「ぼんでん奉納」など多くのイベントや祭りが開催されていますが、観光情報やPRが不十分な状況にあります。

これらの現状を踏まえ、観光客の意識調査を早急に行い観光ニーズを捉えるとともに、観光地としての魅力を伝える人材の育成や広域的観光体制の整備、観光客へのPRやきめ細かな情報提供のできる仕組みを構築する必要があります。

・目標

観光ニーズの調査を行い、観光客向けの情報の収集および集約を図り、効果的かつ質の高い最新の情報を提供することにより観光客の増加を目指すとともに、観光ボランティアの育成や広域的な観光資源のネットワーク化とモデルコースの作成による観光客の満足度の向上に努め、観光地での雇用創出と観光産業の活性化を図ります。

また、宿泊施設や観光施設の整備を行い、観光地周辺の商業者および農家などと連携を図り、都市との交流事業なども含めたビジネスモデルを確立し、宿泊客の増加を目指します。

3 . 情報通信技術に関する学習能力の向上

(1) 基本方針

高度情報化社会が急速に進展している状況にあつて「いつでも、どこでも、だれでも」がその恩恵を受けるためには、すべての市民を対象とした情報機器に対する操作能力向上のための支援を行っていく必要があります。

ここでは、インターネットや電子メールの利活用といった基本的な学習能力の習得と情報活用能力の向上を目指し、子どもから高齢者までを含めた市民全体としての具体的な取り組みを示していきます。

1) 市民の情報リテラシーの向上

・現状と課題

合併以前における市民の情報通信技術に関する学習能力向上の機会、地域インターネット基盤施設整備事業に関連して開催したパソコン教室や、公民館などの主催による生涯学習の一環として開催されたものなどがありますが、現在市が提供している学習の機会、神岡総合情報センターのパソコン教室だけとなっています。

今後は、アンケート調査結果を踏まえ、50歳代以降の市民、特に団塊の世代の人たちや高齢者、女性などを対象としたより広い意味での情報機器を使いこなせるための情報教育の場を提供していく必要があります。

・目標

公民館などの社会教育施設への情報機器設置を進め、市民がパソコンなどに接する機会を増やしていくとともに、基本操作から多様な習熟度に応じた情報リテラシーの習得ができる学習機会を提供するため、きめ細かい情報教育ができる指導者の育成に努めます。

4. 地域ブロードバンドの環境整備と活用

(1) 基本方針

地域情報化を推進するために、情報通信基盤の整備と活用を検討し、計画的な整備に取り組みます。

1) 地域情報化の推進

・現状と課題

広大な市域を誇る本市においては、インターネット等の高速通信網を活用した市民サービス提供の増加が見込まれているとともに、急速な普及により日常生活に欠かせないものとなっている携帯電話等の移動通信サービスへの対応が望まれています。

そのため、情報通信基盤の整備として光ファイバケーブル等による高速通信網の整備が行き届いていない地域への対応と、不感地域として確認されている地域への移動通信用鉄塔施設の整備など、情報通信格差の是正に努める必要があります。

また、大曲地域内小友地区の一部、南外地域滝地区、西仙北地域心像地区にテレビ難視聴世帯があることから、通信格差是正の観点からテレビ共同受信施設の整備を行う必要があります。さらに、大曲デジタル中継局が完成し平成18年10月1日から全放送局の地上デジタル放送が開始されていますが、デジタル化による新たな難視聴地域の発生や、既存の共同受信施設改修などが予想されることから、早急な対応が求められています。

・目標

電子自治体の実現に向け情報通信基盤の整備を行い、情報通信格差の是正を図り、全地域、全市民が等しくサービスを受けられるようにします。また、情報通信技術を活用したサービスを必要性の高いものから順次、導入・提供できるように努めます。

高速通信網未整備地域については、厳しい財政状況にあり市単独での整備事業を行うことは困難な状況にあることから、事業者との協議を進めるとともに、国、県の補助制度を活用しながら解消に努め、全市平等に高速通信サービスが受けられるようにします。

携帯電話の不感地域については、現在把握している4地域について、国および県に不感地域解消事業の要望を行い、できる限り早い時期の整備を目指すとともに、他不感地域の把握調査を実施し、早期の解消に努め、市内どこにいてもサービスが受けられるようにします。

テレビ難視聴地域についても解消施設の整備を早期に実現するとともに、地上デジタル放送開始に伴う難視聴地域についての情報収集に努め、共同受信施設組合と協議を進めながら施設の改修に取り組み、地理的・地形的条件にかかわらず全世帯格差のない良好なテレビ画質の確保に努めます。

2) 電子市役所の構築

・現状と課題

本市は、合併前の平成16年度に地域イントラネット基盤施設整備事業を活用して、市内主要施設に光ケーブルによる高速情報通信網を構築しています。光ケーブル等の高速回線網は、高速・高品質かつ常時接続が実現できることから、地域インターネット基盤として優れており、市民生活に大きく寄与する可能性をもった情報通信基盤であり、その有効活用についてさらに進めていく必要があります。

行政情報を電子化し、インターネットなどの情報ネットワークを利用し、市民がいつでもどこでも各種申請・届出などの行政手続きや行政との情報の受発信を可能にするなど、利便性の高い行政サービスを実現するため、電子市役所の構築に向けた取り組みを推進していかねばなりません。

・目標

市民との双方向の情報のやりとりや、申請・届出等の行政サービスをネットワーク上で提供することにより、市民に開かれた利便性の高い行政を実現するため、先進的な情報化への取り組みを推進し、行政情報の電子化に取り組めます。

なお、手続きの電子化にあたっては、認証機能など、電子化にあたっての国の検討状況を踏まえ、導入に向けた取り組みを進めます。

また、より豊かな市民生活の実現と、市民の市政参加を積極的に推進するため、インターネットをはじめとする多様な情報ネットワークを活用し、ネットワークの特性を生かした市民と行政の双方向の情報交流に向けた取り組みを推進し、市民と行政との情報のリアルタイムな共有を実現する広報広聴活動の充実を図ります。

第4章 情報化の総合的推進

1. 推進体制の整備

(1) 市民が参画し、協働する推進体制

真に地域住民の利便性向上を図ることを目的とした情報化の推進にあたっては、行政からの一方的な施策の展開を行うものではなく、インターネットなどを活用しながら広く市民からのご意見をいただき、定期的な意識調査などにより市民ニーズを把握した上で、的確な施策を展開することが重要です。

策定された計画や実施結果の評価については、市民にフィードバックし、意見を聴きながら、適宜計画の見直しを含めた検討の機会を設け、適切な施策の展開に努めていきます。

(2) 行政内部の推進体制

電子自治体構築における地域情報化の推進にあたっては、庁内に情報化を総合的に推進する「地域情報化推進検討委員会（高度情報化推進委員会併任）」を設置し、地域情報化施策の円滑な推進を目指します。

また、行政事務の効率化を図るとともに、職員による各システムの活用に必要な情報活用能力の向上を図るための研修などを積極的に実施し、電子化による効果を最大限に生かした行政サービスの向上と充実に努めます。

さらに、情報化を担当する部署においては、本計画に基づく推進状況の把握と的確な事業評価を行い、それらを基に関係部署と協議や検討を重ね、財源の確保に努めながら、計画の円滑な推進と実現を目指します。

2. 連携と協力による推進

(1) 産・学・官・民による連携

情報通信技術による新たなサービスの研究開発などを効率的に実施していくためには、民間企業が保有する技術やノウハウ、大学や研究機関の専門的な知識や最先端技術などを連携・活用していく必要があります。

今後においては、産・学・官・民の連携体制を強化するためのネットワーク化を進め、支援施策の展開などに積極的に取り組みます。

(2) 国・県・近隣市町村との連携

国では、平成16年12月に総務省において「2010年までに国民の100%が高速または超高速を利用可能な社会に」を新たな目標として設定することを提言し、「ユビキタスネット社会」の構築を目指した「u-Japan政策」を打ち出し、平成18年1月にはIT戦略本部において「いつでも、どこでも、だれでもが、必要な

ときに必要な情報を活用できる社会」を目指した「IT新改革戦略」を打ち出し、内閣一体となって取り組んでいます。

また、秋田県においては平成18年3月に「あきたICT基本戦略2006」を策定し、情報化施策の計画的かつ統一的推進に取り組んでいます。

本市の地域情報化を推進するにあたっては、このような国・県などの関係機関の動向を把握するとともに、連携しながら進める必要があります。

特に、情報通信格差（デジタル・ディバイド）のないIT社会の実現のための基盤整備や、法令に基づく「住民基本台帳ネットワークシステムの利活用」の促進、各府省と地方公共団体を接続するシステム「総合行政ネットワーク（LGWAN）」への統合と利用の促進、公的個人認証に対応した「電子申請システム」の整備、行政窓口における「各種行政手続きの一括申請」や、地方公共団体間の「防災等の公共サービスの共同展開」などを実現するための情報システムの連携基盤の開発による標準化と、これに基づく地方公共団体のシステム改革が推進されることから、国や県の情報化施策の動向を踏まえながら、関係機関との連携を強化し、より質の高い住民サービスの充実と提供を図っていきます。

また、県内および県南地域の市町村や大曲仙北広域市町村圏との相互連携を図り、行政サービスや産業、観光、文化などの各種情報を広域的に共有し、効果的な施策の展開に努めます。

3. 地域情報化基盤の整備と拡充

(1) 高速・超高速通信網の整備

高速・超高速通信回線（ブロードバンド）の整備については、引き続き民間主導原則の下、国において適切な競争政策を行うとともに、通信事業者に対して投資による意欲刺激を与え、民間主導による整備を促進することとしていますが、民間投資のみでは整備が進みにくい条件不利地域の多い本市においては、事業者と国・県・市・地域住民とが連携を密にし、積極的に整備に取り組む必要があります。

特に、地理的条件や利用形態およびニーズに応じた適切な技術活用を進めるため、地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備した光ファイバ網の電気通信事業者への開放、無線によるワイヤレス・高速通信回線技術等の導入などによる環境の整備に努めてまいります。

なお、中山間地の多い本市においてはADSL回線や光ファイバ（FTTH）網の整備が遅れていることから、高速・超高速通信回線の整備を計画的に進め、地理的な情報通信格差（デジタル・ディバイド）を解消し、インターネット等の利用普及を推進していきます。

(2) 情報化拠点の整備

地域情報化を推進するにあたっては、市民への啓発と市民の参加・協力が不可欠であり、そのための参加動機づくりを目的とした体験と学習機会の創出、相談体制の整

備が重要です。

そのため、市民のための情報化推進拠点として、市民が多く集う商業地に情報通信技術講習や情報弱者に対する研修などができ、子どもたちや若者、高齢者が気軽に楽しめるインターネットカフェなどを併設した情報交流センターの整備を検討していきます。

また、交通弱者や地域住民のためのパソコン教室については、神岡総合情報センターを主体として、学校統合による空きコンピュータ室などの活用を検討しながら出前講座などを開催するとともに、指導できるITサポート員の育成に努めます。

(3) 情報通信機器の整備と拡充

市民が、高度情報通信社会の恩恵を享受できるようにするためには、地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備した情報通信機器に加え、さらに身近に利用できる環境の整備が必要であることから、情報通信ネットワークの構築と合わせて、公共施設等への情報通信機器の設置を計画的に実施していきます。

4. 個人情報保護とセキュリティ

(1) 個人情報の保護

近年、大量の個人情報が収集および利用されていることから、その取扱いが不適切であった場合、個人の財産やプライバシーを侵害するおそれがあります。

収集された個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益の保護を図るため、「個人情報の保護に関する法律」および「大仙市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の管理を適正に行い、情報化を推進します。

また、パソコン教室の開催やITサポート員の配置により、市民の情報活用能力の向上を促進するとともに、セキュリティや個人情報保護に関する研修と指導を行い、市民の意識改革に努めます。

(2) 安全性と信頼性の確保

様々な産業活動や社会活動において、情報システムが利用されるようになってきていますが、システムの停止や障害がその活動に与える影響は極めて大きく、安全性や信頼性を確保することは重要な課題となっています。

また、データ漏えい等の事故による被害が次第に深刻化する傾向にあることから、情報システムの安全・安心を確保するため、市では「情報セキュリティポリシー」を策定し運用していますが、常に最新の技術や知識をもって見直しを重ね、市民が安心して情報化社会の恩恵を享受できるよう徹底を図ります。

5 . 最新技術への対応

(1) 技術動向の把握

日進月歩で進展している情報通信技術の最新技術や情報媒体（メディア）の導入については、「いつでも、どこでも、だれでも」がその恩恵を受けることができることに留意し、その導入効果を見極めながら進めていきます。

(2) 情報のバリアフリー

情報化社会においてはバリアフリー化が重要視されていることから、ハード面、ソフト面ともに誰もが利用しやすい情報環境づくりが必要となっています。

このようなことから、公共施設等に設置している情報通信機器についても、高齢者や児童および障害者等も操作しやすく利用しやすいデザインの考え方を取り入れた仕様としていきます。

また、情報を発信する側も情報のバリアフリーを意識した提供に努めるよう、その普及啓発を図っていきます。

(3) 環境への配慮

情報通信技術の発達と利用の拡大により、機器更新により廃棄される機器、消費される電力および紙の使用量等の増加に関して、環境面における配慮が求められます。

廃棄機器については、リサイクル率を高めるための分別を行うことや、CPU、ハードデスク等の必要部品の交換等による機器の延命化を図るなどの啓発活動に努めていきます。

6 . 計画の進行管理

(1) 市の諸計画との整合性

「大仙市総合計画」をはじめ、他の部門別諸計画との整合性を図りながら、地域情報化計画を推進していきます。

(2) 計画（事業）進行管理

本計画を効率的かつ効果的に推進するために、毎年、中期財政計画に従って進行管理を図っていきます。

また、実施結果の評価については、市総合計画を踏まえた行政評価システムによるものとします。

(3) 新規事業への対応

市民ニーズの把握のために定期的に意識調査を行うとともに、インターネットを活用し意見や要望を常に受け付け、新たな情報化事業の実施が必要になった場合には、目的と効果、必要性和重要性、財源の確保を精査しながら対応していきます。

付 属 資 料

- | | | |
|---|---------------------|----------|
| 1 | 用語解説集 | 1 ~ 10 P |
| 2 | 大仙市地域情報化計画策定委員会設置要綱 | 1 1 P |
| 3 | 大仙市地域情報化計画策定委員会委員名簿 | 1 2 P |
| 4 | 大仙市地域情報化計画策定経過 | 1 3 P |

用語解説集 (A-Z、50音順)

A D S L 回線 [Asymmetric Digital Subscriber Line]

電話の加入者線である銅線を利用した高速データ伝送技術を利用した回線。

C P U [Central Processing Unit]

中央処理装置。コンピューターの中核となる装置で、命令の解釈と実行の制御を行う。

e - J a p a n

IT基本法に基づき、国の情報技術（IT）化を推進するための方針。超高速インターネット網の整備、電子商取引の普及促進、電子政府の実現など、5年以内に世界最先端のIT国家となることをめざす。

e - ネットキャラバン

インターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う趣旨で行われる「e-ネット安心講座」を行うキャラバン（出前講座）。児童・生徒と接する機会の多い保護者及び教職員を主な対象としている。講師の派遣に伴う謝金や交通費は原則的に不要。2005年度の関東地域及び東海地域での試行結果を基に、2006年4月から2009年3月までの3年間、全国47都道府県で実施される。

F T T H [Fiber To The Home]

通信事業者の基地局から各家庭まで光ファイバーを敷設すること。既存の銅線を置き換えることによって、高速・広帯域のデータ伝送を可能にする。

G I S (地理情報システム) [Geographic Information System]

地理的なさまざまな情報に関連づけなどの処理を行い、データ化された地図上として視覚的に表示するシステム。災害時に発生場所、影響範囲、避難場所情報などを統合的に表示するものやエリアマーケティング、出店計画などにも利用されている。地理情報システム。

I C T [Information (and) Communication(s) Technology(-ies)]

情報通信技術。IT（情報技術）とほぼ同義。国際的にはICTの方が定着している。

I S D N 回線 [Integrated Service Digital Network]

デジタル総合サービス網。デジタル化された公衆通信網で、電話・ファクシミリ・データ通信などのサービスを一つのインターフェースを介して利用できる。

I T [Information Technology]

情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

K I O S K 端末

もともとキオスク（K I O S K）とは、公園の売店のような簡易建造物のことを指しており、情報キオスク端末とはパソコンを持たなくても、インターネットを通じて簡単な操作で手軽に扱える街頭端末のこと。

L A N [Local Area Network]

同一敷地（同一建物）内などの総合的な情報通信ネットワーク。コンピューターネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受・処理できる。

L G W A N [Local Government Wide Area Network]

地方自治体などが個別に運用するローカルエリアネットワーク（L A N）を相互接続した広域ネットワーク（W A N）のこと。2001年（平成13）3月にI T戦略本部が決定したe - J a p a n戦略重点計画などに基づいて整備されるもの。同年10月に本運用を開始。

N P O [NonProfit Organization]

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

u - J a p a n

総務省が2004年（平成16）に示した、日本のユビキタス社会化を推進するための政策。ユビキタスネットワークの整備、情報通信技術（I C T）利用の高度化、その利用環境の整備について、10年までに達成すべき目標を示した。政府I T戦略本部が主導するe - J a p a n戦略に貢献する立場をとる。ユビキタスネットジャパン。[uはユビキタス（ubiquitous）のほか、ユニバーサル（universal）、ユーザー志向（user-oriented）、ユニーク（unique）も意味する]

アクションプラン

行動計画。アクションプログラム。

インターネット [Internet]

複数のコンピューターネットワークを相互に接続して、全体として一つのネットワークとして機能するようにしたもの。インターネットワーク（internetwork）とも。

インターネットカフェ [Internet cafe]

店内に設置されたコンピューターでインターネットを利用できる喫茶店。

イントラネット [Intranet]

インターネットの技術を利用した、組織内の情報通信網。電子メールやブラウザなどで情報交換を行い、情報の一元化・共有化を図る。

インフラ

インフラストラクチャー [Infrastructure] の略。生産や生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。

オークション [Auction]

競売。

オンラインショッピング [Online shopping]

インターネットを用いた通信販売。ウェブサイト上で商品紹介と受注を行う。

カリキュラム [Curriculum]

学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画。教育課程。

行政評価

行政活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける手法。

グループウェア [Groupware]

集団作業を支援するためのコンピューターソフトウェア。また、そのシステム。

検索

必要な事柄を探し出すこと。

公共情報端末

キオスク端末のうち地方自治体が設置するもの。公共施設などに置かれ、行政手続きや公共的な案内を行う。

高速インターネットアクセス網 (高速情報通信網)

音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネット網のことをいい、現時点では既に敷設されている電話回線を利用した×DSL (デジタル加入者線)、CATV、加入者系無線アクセスシステムを利用したインターネット網が代表的。

交通弱者

自動車中心社会で、移動を制約される者のこと。高齢者・子供・障害者などをいう。

公的個人認証

住民に対して電子証明書（ネットで行政手続きを行う際に利用する、本人確認のための証明書）を交付する、地方自治体のサービス。電子証明書は住民基本台帳カードに記録され、パソコンで行政手続きを行う際に、カード-ライターに読み込ませて利用する。2004年（平成16）1月に運用開始。

コネクション [Connection]

縁故関係。連絡。関係。つながり。

コミュニケーション [Communication]

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚・聴覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

コミュニティ広場

ホームページ上での情報提供や、掲示板を活用した意見交換によりコミュニティ活動ができるシステムをさす。地域コミュニティ醸成の目的で最近開設されている。

在宅就労

S O H O [Small Office/Home Office] とも言い、パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者といった意味で使われている。

財務会計システム

予算管理・予算執行・契約・支払い・決算などの資金の流れをシステム化したもの。

システム

ある作業をコンピューターで行なっている場合に中核となっている部分をさす。

住民基本台帳カード

住民基本台帳ネットワークシステムにおいて発行されているICカード。申請や届出時の本人確認などに利用される。本人の申請で有料交付され、写真付きと写真なしの2種類があり、写真付きは個人の証明書としても利用できるとされている。住基カードとも略される。

（ICカードのデータ容量の大きさをいかし、カードを発行・管理する市町村独自の行政サービスへの利用も考えられている）

住民基本台帳ネットワークシステム

すべての市区町村・都道府県をネットワークで結び、住民票コードを基に住民票に記載された氏名、住所、性別、生年月日などの情報を国・地方を通じて利用するシステム。

障害

物事の成立や進行の邪魔をするもの。また、妨げること。

情報活用能力

「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つの要素から構成されており、これらの要素は、単独で存在するのではなく、相互に関係し合っている。

情報機器

情報を処理したり、伝達・加工するための機器。コンピューターとその周辺機器、またファクシミリ・複写機などをいう。

情報資産

ネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。

情報通信技術 [I C T ; Information and Communication(s) Technology]

情報（コンピューター）・通信の工学およびその社会的応用分野の技術の総称。今日では各種情報の収集・加工・発信などに不可欠なものとなっている。

情報モラル

情報通信社会において必要とされる道徳や倫理。

情報リテラシー

情報化社会でコンピューターなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

スキルアップ [Skill up]

技能や能力を向上させること。

税金の電子申告

国税に関する申告、納税および申請・届け出を、インターネットを利用して行うシステム。電子政府実現の一環として国税庁が導入。e-Tax（イータックス）の愛称で呼ばれている。

セキュリティ [Security]

安全。防犯。安全保障。

セキュリティポリシー [Security Policy]

(情報システムなどで)安全確保のための詳細な指針。

総合行政ネットワーク [LGWAN; Local Government Wide Area Network]

地方自治体などが個別に運用するローカルエリアネットワーク (LAN) を相互接続した広域ネットワーク (WAN) のこと。2001年3月にIT戦略本部が決定したe-Japan戦略重点計画などに基づいて整備されるもの。同年10月に本運用を開始。

蔵書検索

目録を用いて、図書館が所蔵する資料を検索すること。目録には、単館の蔵書目録と、複数の図書館の総合目録、特定分野の主題目録がある。多くの図書館が、インターネットに自館の蔵書目録を公開している。

ダウンロード [Download]

コンピュータネットワークにおいて接続された他のコンピュータに存在するファイルをコンピュータに転送し、受け取る事。

地上デジタル放送

2003年12月1日から、関東・近畿・中京の3大広域圏で、地上波のUHF帯を使用して開始され。地上デジタル放送では、デジタルハイビジョンの高画質・高音質番組に加えて、双方向番組、高齢者や障害者にやさしい福祉番組、暮らしに役立つ最新情報番組などが予定されている。また、地域に密着した放送が行われるので、その地域にお住まいの視聴者のニーズに合った番組が提供される。

ディスプレイ装置

コンピューターからの出力の表示する装置。

デジタル・デバイド [digital divide]

情報を持つ者と持たない者との格差のこと。富裕層がデジタル機器を利用し情報を得てさらに経済力を高めるため、貧困層との経済格差が広がるとされる。デジタル格差。

デジタル化

紙・マイクロフィルム情報(文書・帳票・図面)・写真などのアナログデータをデジタル信号に変換して記録することをいう。画像加工・コピー・検索・通信などデジタルデータにすることで利用範囲を拡大することができ、さらにデジタルデータを活用することでオリジナルであるアナログデータの劣化防止やデータ活用の効率化を実現する。

電子化

紙文書などをコンピュータのデータに変える事。

電子自治体

地方自治体における申請などの手続きを、インターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する地方自治体。電子化された地方自治体。

電子消費者保護

消費者を相手に電子商取引を行う事業者などが、取引の公正及び消費者利益の保護を図ることであり、消費者に対する明瞭かつ正確な情報提供、提供すべき情報の選択やその提供方法、受注処理の手順、製品の配送・代金の受領、安全対策等の対応などが該当する。

電子署名

電子商取引など、ネットワーク上のデータ交換で、本人であることを確認するための暗号化されたデータ。

電子申請

インターネットを通じ、行政庁などへの各種申請・届け出を行うこと。24時間、どこからでも申請ができるようになるほか、申請の取扱状況もオンラインで照会することができる。

電子政府

許認可などの行政手続きをインターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する行政機関。電子化された政府。

電子投票

選挙やアンケートなどの投票を、コンピューターやネットワークを利用して行う方法の総称。開票のための作業コストと時間が大幅に削減できる。

電子入札

インターネットを利用した公共事業の入札。電子政府化施策の一。資格登録・広告・応札・開札・落札者決定までの一連の手続きが、すべてオンラインで行われる。

電子納付

申請・届出等の納付に関して、インターネットバンキングやATMを利用して支払をすること。

電子メール

コンピューター通信ネットワーク上で、個人間で、文字情報・プログラム・データなどを転送する手段。送られたのち受け手がネットワークにアクセスすればいつでも受け取ることが可能。E-mail。

ネット詐欺

インターネットやパソコン通信上で行われる詐欺行為のこと。特に、インターネットオークションの普及を通じて個人が不特定多数の人間との間で物品の売買を行うことができるようになったことを背景に増加している。

ネットショッピング [Net shopping]

インターネットを用いた通信販売。ウェブ-サイト上で商品紹介と受注を行う。オンライン通販。インターネット-ショッピング。インターネット通販。ネット通販。

ネット認証

ネットワークを通してコンピューターにアクセスするユーザーの信頼性・正当性を確認するシステム。

ネットワーク [Network]

通信回線を利用して複数のコンピューターを接続したシステム。コンピューター資源の共同利用、データ処理の機能分散が実現される。

ハードディスク [Hard disk]

コンピューターの外部記憶装置として用いる、アルミ合金などの磁気ディスクのこと。また、その読み書き装置（ハードディスクドライブ）も含めた総体のこと。記憶容量が大きく、読み書き速度も速い。

パートナーシップ [Partnership]

友好的な協力関係。

パブリックコメント [Public comment]

行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

バリアフリー

広義の対象者としては障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害（障碍）や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。ここでは、高齢者や障害のある方が情報通信を利用する上での障害（バリア）をなくし、全ての人が情報通信を利用できることをさす。

光回線

光回線とは、光ファイバーケーブルを使った通信回線のこと、高速・高品質のインターネット接続のためのもの。

光ファイバケーブル

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブル。非常に高い純度のガラスやプラスチックが使われており、光をスムーズに通せる構造になっている。

フィードバック [Feedback]

結果を原因に反映させて自動的に調節していくこと。

不感地域

定住人口が少ない等の理由により通信用鉄塔の整備が進んでいない地域。

ブロードバンド [Broadband]

データ伝送の分野において、広帯域のこと。狭義には、複数の信号を同一の伝送路（ケーブルなど）で送る方式を指す。近年は、単に高速度で大容量のデータ転送のことを指すことが多い。動画の伝送など、ネットワーク上の高度なサービスを実現する。

ホームページ [Home page]

インターネットのWWWサーバーに接続して最初に見える画面。個人や企業・団体が情報の発信を行う。WWWサーバーが提供する画面の総称として使われることもある。

マルチメディア [Multimedia]

デジタル化された映像・音声・文字データなどを組み合わせて、総合的なメディアとして利用すること。

無線LAN

無線通信でデータの送受信をするLANのこと。

メディア [Media]

情報を保存する外部記憶装置の媒体。磁気ディスクなど。

メリット [Merit]

利点。長所。ある物事を行なって生じる利益。

モニター [Monitor]

ブラウン管や液晶ディスプレイを用いた画像表示装置。

ユビキタスネット社会

社会の至る場所にある、あらゆるモノにコンピュータを埋め込み、それらが互いに自律的な通信を行うことによって生活や経済が円滑に進む社会。

リアルタイム [Real time]

即時。同時。実時間。

ワイヤレス [Wireless]

無線電信。

ワンストップサービス [One-stop service]

1か所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きが行えたり、多様な商品が購入できること。

大仙市地域情報化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 情報通信技術の活用による市民生活及び企業活動の利便性の向上を図るため、その促進の指針となる「大仙市地域情報化計画」を策定するにあたり、有識者及び各種団体等から広く意見を求めるため、大仙市地域情報化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 大仙市地域情報化計画策定に関すること。
- (2) その他大仙市地域情報化計画の策定上、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の代表者
- (3) 利用者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部情報システム課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この訓令は、平成19年4月1日に、その効力を失う。

大仙市地域情報化計画策定委員会委員名簿

任 期 : 平成18年3月1日～平成19年3月31日

	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	行 松 健 一	秋田大学工学資源学部情報工学科	教授	学識者
2	沢 井 良 一	(株)アキタ電子システムズ ソフトウェア開発部	部長	学識者
3	宮 本 伸 市	秋田県仙北建設業協会	理事	団 体
4	塩 谷 國太郎	大曲商工会議所	専務理事	団 体
5	大 友 忠	J A秋田おばこ農業協同組合	大曲支所長	団 体
6	又 井 静 子	(株)建匠	取締役専務	利用者
7	佐 藤 由貴子	鈴木典男税理士事務所	総務課長	利用者
8	相 馬 芳 彦	(株)タカヤナギ	業務本部統括マネジャー	利用者
9	吉 川 邦 宏	(株)キカワ	代表取締役	利用者
10	小 松 忠 信	(株)小松煙火工業	代表取締役	利用者
11	錦 部 政 朋	東北総合通信局情報通信部情報通 信振興課	課長補佐	総務省
12	今 野 謙	秋田県学術国際部情報企画課	課長	秋田県

策定アドバイザー

大 澤 昌	(有)ASTコンサルタント	ITコーディネーター
-------	---------------	------------

大仙市地域情報化計画策定経過

年 月 日	実 施 事 項
平成17年12月5日 } 平成17年12月19日	市民アンケート調査実施 15歳から80歳までの約5% 4,000人を対象 (回答結果 1,370人 回答率34.25%)
平成17年12月12日 } 平成17年12月28日	職員アンケート調査実施 全職員を対象 (回答結果 709人 回答率 約50%)
平成18年 3月 1日	策定委員会設置要綱制定
平成18年 3月30日	第1回策定委員会 情報化政策の現況、市民・職員アンケート調査集計報告、全体スケジュール
平成18年 3月28日 } 平成18年 4月14日	事業所アンケート調査実施
平成18年 5月 1日	庁議 計画策定の概要、スケジュールほか
平成18年 6月 1日	第2回策定委員会 行松教授の講話 各アンケート調査集計グラフ報告 地域情報化計画骨子(案)検討
平成18年 7月 1日 } 平成18年 7月31日	メールによる意見募集(市民から)
平成18年 7月 上旬 } 平成18年 9月 下旬	庁内推進会議の開催 庁内職員10名により、具体的施策内容を検討(部門別に随時)
平成18年11月16日	第3回策定委員会 基本計画(素案)検討、協議 アクションプラン(素案)検討
平成18年12月28日 } 平成19年 1月16日	基本計画書及びアクションプランの素案関係各課修正
平成19年 1月25日	第4回策定委員会 基本計画(素案改訂版)検討、協議 アクションプラン(素案改訂版)検討 協議
平成19年 2月 5日 } 平成19年 2月15日	庁議 基本計画書及びアクションプラン改訂版提示 基本計画書及びアクションプラン改訂版の関係各課修正
平成19年 2月21日	基本計画書(案)アクションプラン(案)市長に説明
平成19年 3月 1日	第5回策定委員会 市の進むべき地域情報化について提言 基本計画書及びアクションプラン答申 会長から市長へ
平成19年 3月12日	市議会企画産業常任委員会に説明

大仙市地域情報化計画

アクションプラン

平成19年3月

秋田県大仙市

目 次

第1章 大仙市地域情報化計画アクションプランの体系	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画のフォローアップ	1
4. 計画の体系	1
第2章 施策の柱別計画	
第1節 安心して健やかに暮らせるまちづくり	
(1) 健康福祉分野における共通の取り組み	2
(2) 保健・医療の充実	3
(3) 子育て支援の充実	3
(4) 社会福祉の充実	4
(5) 高齢者福祉の充実	5
(6) 社会保障の充実	5
第2節 未来を創り心豊かな人を育むまちづくり	
(1) 学校教育の充実	6
(2) 生涯学習の推進	7
第3節 仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり	
(1) 男女共同参画社会の形成	8
(2) 地域間交流の促進	8
(3) 国際交流の促進	9
第4節 環境と調和し快適で安全に暮らせるまちづくり(防災含む)	
(1) 自然環境の保全	10
(2) 生活の安全、安心確保	11
(3) 雪対策の強化	12
第5節 生き活きと希望を持って活躍できるまちづくり	
(1) 農林水産業の振興	13
(2) 商業の振興	14
(3) 工業の振興	15
(4) 雇用の安定、就労の促進	16
(5) 観光の振興	17
第6節 情報通信技術に関する学習能力の向上	
(1) 市民の情報リテラシーの向上	18

第7節 地域ブロードバンドの環境整備と活用

(1) 地域情報化の推進	19
(2) 電子市役所の構築	20

第1章 大仙市地域情報化計画アクションプランの体系

1. 計画策定の趣旨

本市では、大仙市誕生後初めて策定された大仙市総合計画に掲げる将来都市像「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の実現を目的に、情報通信技術（ICT）を活用し、市民・団体・企業・行政が情報を共有し、連携と協働を図りながら、総合的に地域の情報化を推進する計画である「大仙市地域情報化計画」を策定したところで

す。

大仙市地域情報化計画は、行政が単独で取り組む情報化施策だけでなく、市民や事業者などが主体的に取り組むもの、市民・事業者・行政が連携・協働して取り組む情報化施策を掲げています。

本アクションプランは、地域情報化計画の基本計画に位置づけられた目標に向け、行政が主体的に進める施策について、事業の内容や実施期間などを示すものです。

2. 計画期間

アクションプランの計画期間は、平成19年度（2007年度）から大仙市総合計画の基本計画最終年度の平成22年度（2010年度）までの4年間とします。

3. 計画のフォローアップ

毎年度、大仙市地域情報化推進委員会において協議・検討を行い、その時点で最も適切で実効性のあるプランとなるよう、必要に応じて事業内容や推進スケジュールなどについて変更・見直しを行うこととします。

4. 計画の体系

アクションプランの体系は、情報化施策の柱ごとに、および項目ごとに、さらには施策の内容と取り組む年度を示すものです。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第1節 | 安心して健やかに暮らせるまちづくり |
| 第2節 | 未来を創り心豊かな人を育むまちづくり |
| 第3節 | 仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり |
| 第4節 | 環境と調和し快適で安全に暮らせるまちづくり |
| 第5節 | 生き生きと希望を持って活躍できるまちづくり |
| 第6節 | 情報通信技術に関する学習能力の向上 |
| 第7節 | 地域ブロードバンドの環境整備と活用 |

第2章 施策の柱別計画

第1節 安心して健やかに暮らせるまちづくり

(1) 健康福祉分野における共通の取り組み

基本方針

全ての市民が安心して健やかに暮らせるためには、保険・医療の充実、子育て支援の充実、社会福祉の充実、高齢者福祉の充実、社会保障の充実が最も重要であり、各項目における情報通信技術を活用した情報化は、国の取り組み状況や社会構造の流れからも今後急速な進展が予想されています。

ここでは、健康福祉分野における共通した課題に取り組むべき具体的施策を示していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等)	取り組み年度
	主な内容	
1. システムの調達	ホームページ上で、各種メール相談ができる環境整備をしていきます。	20年度 〃
2. 情報の収集と提供	ホームページ上に、各種相談に関するQ & Aを掲載していきます。	20年度 〃
	インターネットを活用し、意見・要望等を受け付け、保健・医療・福祉に係わる諸計画に反映させ、施策を展開していきます。	21年度 〃

(2) 保健・医療の充実

基本方針

市民が生き生きとして過ごすには、健康が第一であることから、ホームページ等による情報提供を進めることにより、市民の健康に対する意識改革と生活習慣の改善を促進するとともに、相談業務へのシステムの活用や、個人情報保護に配慮したメール等による相談業務拡充のための環境整備をしていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等）	取り組み 年度
	主 　　内 　　容	
1．システムの 調達と活用	インターネットを活用し、ホームページ上における医師会等関係機関との連携強化を図っていきます。	19年度 }
2．情報共有と 提供	ホームページ上で、保健事業日程や国民健康保険制度などを紹介した健康カレンダーや保健・医療情報を、掲載していきます。	20年度 }
	保健・医療に関する各種サービスや施設案内などを行うボランティア等の育成を図るためのネットワーク化を進め、情報の共有化を図っていきます。	22年度 }

(3) 子育て支援の充実

基本方針

子どもを産み育てやすい環境を整備するため、インターネット等による子育てに関する情報提供と相談等に関し、市民と行政の双方向の情報交流ができる環境を整備していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等）	取り組み 年度
	主 　　内 　　容	
1．システムの 調達と活用	ホームページ上にコミュニティ広場を開設し、子育て支援団体などの育成と基盤強化に努めていきます。	20年度 }
2．情報提供	インターネットを活用し、乳幼児健診やすこやか子育て手当金支給事業などの子育て支援に関する市の事業や国の制度について情報を提供するとともに、子育て関連施設についての情報を提供していきます。	20年度 }

(4) 社会福祉の充実

基本方針

子どもや高齢者、障害者およびひとり親家庭などを市民全体で見守り支え合い、安心して暮らせる地域づくりのためのコミュニティを醸成していくとともに、誰にでも利用しやすい情報通信機器の整備と、地域課題を住民自らが解決していくための、コミュニティホームページの構築を検討していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 な 内 容	取り組み 年 度
1．システムの 調達	高齢者や障害者等の要援護者の実態把握と、個人情報の保護に配慮した情報管理ができる仕組みを構築していきます。	20年度 }
	すべてのK I O S K端末を車いす対応とし、文字拡大機能や音声読み上げ機能を搭載するとともに、機器の増設をしていきます。	22年度 }
2．情報提供	身近な施設の情報端末から、制度や各種支援情報、地域の福祉資源などの情報提供をしていくとともに、社会参加機会の拡充に努めていきます。	21年度 }
3．体制づくり	社会福祉協議会とのネットワークを構築し、情報共有ができる体制を整備していきます。	22年度 }

(5) 高齢者福祉の充実

基本方針

保健・医療・福祉のサービス内容や利用方法などを、ホームページ等で紹介していくとともに、地域包括支援センター、民生児童委員、保健師などの活動を通じたきめ細かな情報提供をしていきます。

また、施設に入所している高齢者などのために、映像配信による地域とのふれあいの機会を提供していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. システムの 調達	映像配信システムを活用し、施設に入所していても地域行事などにふれあえる機会を提供していきます。	21年度)
2. 情報提供	各種高齢者福祉サービスや老人クラブ活動などの生きがい活動等の情報を提供し、高齢者の社会参加機会の拡充を図っていきます。	20年度)
3. 体制づくり	ボランティアと関係機関、団体による高齢者のための情報ネットワークを構築し、情報交流ができる体制を整備していきます。	22年度)

(6) 社会保障の充実

基本方針

医療保険制度や年金事業などの制度について、正しい知識と理解を深めるための情報提供を行うとともに、要保護者への支援策等の情報提供をしていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. システムの 調達と活用	相談者のプライバシーに配慮し、生活保護に関する相談業務にテレビ相談システムを活用していくとともにその他の相談業務への活用も図っていきます。	22年度)
2. 情報提供	経済的な援助を必要とする市民への、自立や支援の施策等についてホームページに掲載していきます。	20年度)
	ホームページに年金制度内容を掲載し、年金制度の周知啓発を図っていきます。	20年度)

あす つく はぐく

第2節 未来を創り心豊かな人を育むまちづくり

(1) 学校教育の充実

基本方針

インターネット授業やマルチメディア対応による児童生徒間、および教職員間の情報交換や情報共有を充実させるとともに、インターネットの活用による情報収集や情報発信などで、情報活用能力の向上と学習能力の向上を図っていきます。

また、児童生徒のいじめや健康などについての相談業務への環境整備を進めていくとともに、インターネットなどを利用している子どもたちを見守るための対応策について、関係者に啓発と情報提供をしていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. システムの調達	児童生徒が、安心安全に登下校できるための、安全安心メールシステムの拡充を図っていきます。	19年度 〃 22年度
	全学校のコンピュータ教室に1人1台、各教室に1台のパソコンを配置していきます。	21年度 〃
	児童生徒と先生との情報交換ができる仕組みを構築していきます。	21年度 〃
	児童生徒の名簿や成績統計などができるように、学習データの管理をしていきます。	21年度 〃
	教師による、授業の進捗管理やスケジュール管理ができるようにしていきます。	21年度 〃
	児童生徒が、学校や教育機関といじめや健康などについて相談できる、テレビ相談システムを構築していきます。	21年度 〃
2. 情報共有と提供	インターネットを活用し、学校間における学習情報の交換ができるようにしていきます。	21年度 〃
	携帯電話やインターネットなどを利用している子どもたちを見守るため、対応策について保護者や教職員に啓発と情報提供をしていきます。	20年度 〃
3. 情報教育	児童生徒によるホームページの作成ができるようにしていきます。	20年度 〃
	児童生徒、および教師の情報活用能力の向上を図るための研修会を開催していきます。	20年度 〃
	教職員による教材の電子管理や作成ができるようにしていきます。	21年度 〃

(2) 生涯学習の推進

基本方針

インターネットを活用して、市民に講座等の内容紹介を行うとともに、受講者や指導者およびボランティア団体等とのネットワークを構築し、学習情報の収集・提供・共有を進めながら学習能力の向上に努めていきます。

また、社会教育施設へのパソコンの設置を図り、施設間同士や関係機関との連携も強化し、情報通信技術を活用した情報の一元化とサービスのスピード化を図っていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. システムの 調達	図書館システムを構築し、図書サービスの向上と図書館相互のネットワーク化を図っていきます。	19年度 〃 23年度
	誰でも(子どもから高齢者まで)、どこでも(遠隔地や自宅など)、いつでも(好きな時間)インターネットを活用した学習(eラーニング)ができるようにしていきます。	21年度 〃
	社会教育関係施設に、パソコン等の機器を整備していきます。	22年度 〃
	施設の使用状況確認や申し込みができるように、予約システムを改修していきます。	22年度 〃
2. 情報提供と 活用	各種スポーツ大会や芸術・文化事業、およびイベント等の情報をホームページに掲載していきます。	20年度 〃
	生涯学習のホームページを開設し、市民の生涯学習に対するニーズの把握と意見・要望を受け付け、市の生涯学習推進計画の適切な執行に活用していきます。	20年度 〃
3. 体制づくり	生涯学習関連拠点施設間、関連機関、関係各課との連携を図り、学習に関する情報の一元化とスピード化を図っていきます。	21年度 〃
	周辺市町との情報交換や人材交流、事業共催などのための広域ネットワーク化を図り、情報交流ができる体制を整備していきます。	21年度 〃
	ホームページを活用し、各団体や関係機関・施設間とのネットワークを構築し、芸術鑑賞機会の拡充と文化活動参加機会の提供をしていきます。	21年度 〃

第3節 仲間とふれあいともに活躍できるまちづくり

(1) 男女共同参画社会の形成

基本方針

市のホームページに男女共同参画コーナーを開設し、市民からの要望や相談などの情報を提供していただき、市民相互や関係機関との情報交換を図っていくとともに、支援制度や相談業務、啓発活動などの情報提供に努めていきます。

また、事業所における男女共同参画に関する実態調査を実施し、広く公開していくとともに、対応策についての情報提供や事業所への啓発活動に努めていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. システムの調達	ホームページ上に男女共同参画コーナーを開設し、市民と関係機関との情報交換の場を設けていきます。	19年度 〃
2. 情報提供	各意識調査結果を市の広報やホームページで公開するとともに、結果に基づいた対応策や啓発活動などについて情報提供をしていきます。	19年度 〃

(2) 地域間交流の促進

基本方針

インターネットやホームページを活用して、市内各地の情報提供を行っていくとともに、近隣県等との広域連携による情報の発信をしていきます。

また、地元出身者で構成する団体や地域間交流を行うNPO法人等との情報交流を行っていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. 情報提供	インターネットやホームページ等による、各地域の情報を提供していきます。	19年度 〃
	首都圏ふるさと会やNPO法人の活動を支援するとともに、ホームページ等による双方向の情報交流をしていきます。	21年度 〃
	インターネットやホームページ等により、北東北地域や近隣県との広域連携軸による情報発信をしていくとともに、電子フォーラムなどを開催していきます。	22年度 〃

(3) 国際交流の促進

基本方針

これまでの活動を礎として、インターネットを活用した情報交換による友好都市との交流のあり方を検討するとともに、市民や民間団体が主体的に取り組む国際交流活動や国際交流イベントなどの情報提供を行っていきます。

また、外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）による外国語指導や国際理解講座などの開催による国際化に対応できる人材の育成を進めるとともに、市のホームページに掲載している外国語版の市の紹介コーナーを拡充し、在住外国人の不安や問題の解消に努めていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 な 内 容	取り組み 年 度
1．情報交流 計画	インターネットやホームページを活用して友好都市との情報交換を図り、交流のあり方を検討していきます。	19年度 ） 20年度
2．情報提供	市民や民間団体が主体的に取り組む国際交流活動や、海外派遣、国際交流に係わるイベント等の情報提供を行い、住民参加を促進していきます。	21年度 ）
	国際交流員などの協力によるホームページ上の外国語版紹介コーナーを拡充し、国際交流に向けた課題解決と在住外国人の不安や問題の解消に努めていきます。	21年度 ）

第4節 環境と調和し快適で安全に暮らせるまちづくり（防災含む）

（1）自然環境の保全

基本方針

本市の豊かな自然環境を保全していくため、自然保護活動や動植物調査などの環境学習による市民の意識高揚を図るとともに、自然とふれあい親しむことのできる場と都市との交流事業などの情報提供をしていきます。

また、環境を取り巻く各種のデータを収集していくとともに、資料や映像を情報公開し監視に役立てていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 内 容	取り組み 年 度
1．システムの調達	自然保護活動や動植物調査の資料や映像を提供していただき、既存のデータとともにデータベース化していきます。	21年度 〃
2．情報提供	ホームページや広報誌で、ゴミ減量化対策事業やグリーン購入・リサイクル製品などの情報提供をしていきます。	19年度 〃
	ホームページ上で、レクリエーション空間や河川などの水辺空間の紹介をしていきます。	20年度 〃
	自然保護団体や関係機関とのネットワークを構築し、自然環境の保全に関する対応策の情報交換と情報提供をしていきます。	22年度 〃
3．体制づくり	河川管理関係機関や不法投棄監視員、河川愛護団体とのネットワークを構築し、ホームページ等で不法投棄に関する啓発をしていきます。	21年度 〃

(2) 生活の安全、安心確保

基本方針

犯罪や災害を未然に防止すると同時に、あらゆる被害から市民の生命、財産を守り安心して暮らせる地域社会を構築するため、防犯・防災体制の充実や、災害発生時の早期対応のための情報収集や伝達などの環境整備に取り組んでいきます。

また、暴力や犯罪、事故などから子どもを守るため、地域や関係機関との連携を図るとともに、通信機器を活用した安全確保に努めていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 内 容	取り組み 年 度
1．システムの 調達	携帯電話等による安全安心メールシステムを拡充し、 子どもの安否確認ができるシステムの構築をしていき ます。	19年度 〃 22年度
	災害発生時に孤立化が予想される集落への、衛星携帯 電話の配備を拡充していきます。	19年度 〃 20年度
	防災行政無線のデジタル1波への移行とシステム統合 を進め、情報伝達およびデータや画像処理などの近代 化を図っていきます。	19年度 〃 23年度
	河川管理機関や保護団体などと連携し、河川情報カメ ラからの映像配信を活用した監視体制を強化してい きます。	20年度 〃
2．情報提供	災害情報の収集・分析を行い、確実な伝達と災害状況 ・被害状況・安否の情報提供と公開をしていきます。	20年度 〃
	ホームページ上に防災マップやハザードマップを掲載 し、避難場所などの情報提供をしていきます。	20年度 〃
3．体制づくり	避難場所の管理と非常時の生活関連物資調達体制につ いて、市民や事業所および各種団体との協定締結によ るネットワークを構築し、協力と連携を図り、情報交 流ができる体制を整備していきます。	19年度 〃
	関係機関や消費者団体等とのネットワークを構築し、 ネット詐欺や架空請求などのトラブルに対する相談な どができる体制を整備していきます。	21年度 〃

(3) 雪対策の強化

基本方針

情報通信技術の活用と通信機器の拡充により、除雪体制を強化するとともに、円滑な道路環境と市街地や集落内の生活道路や通学路などにおける安全確保に努めていきます。

また、除排雪作業や排雪箇所の確保については、市民やボランティア団体などとのネットワークを構築し、協力体制を強化し、市民の安全確保に努めていきます。

高齢者世帯などの雪下ろし作業や除排雪等については、関係機関や関係団体等との連携を図り、冬期間も安心して暮らせるようにしていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. システムの 調達	稼働している除雪自動通報システムにのセンサーを、市内全域に拡充していきます。	19年度 ） 21年度
	基幹道路、生活道路、通学路などの積雪や除排雪状況のデータを集積し、除雪計画に反映させていきます。	21年度 ）
	除雪機械の保有データを集積し、的確な更新と配置計画に活用していきます。	21年度 ）
2. 体制づくり	高齢者等のデータと民生委員などからの情報提供を基に、関係機関や団体等と連携を図りながら除雪計画を進めていきます。	20年度 ）

第5節 生き生きと希望を持って活躍できるまちづくり

(1) 農林水産業の振興

基本方針

農業者や農業関係機関・団体および行政が、後継者育成のための支援や研修、並びにブランドづくりの研究などに積極的に取り組むとともに、大規模経営による雇用の促進を図るための農地流動化計画を作成していきます。

また、情報通信機器を活用した農業経営革新と近代化を促進し、広大な山林・田畑などの資源活用に努め、他の県や都市との情報交流による田園交流都市を目指していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 内 容	取り組み 年 度
1．計画の策定	地理情報システムを活用し、規模拡大のための農地流動化計画を作成していきます。	22年度 }
2．情報収集と発信	産地のブランド化や生産者の組織化を図り、地域および生産者指定販売の情報発信をしていきます。	21年度 }
	戦略作物がブランド化できるか、大都市の消費者や流通業者を対象にモニター調査を行い、調査データを生産者にフィードバックしていきます。	21年度 }
3．体制づくり	ブランドづくりの研究のため、農業関係機関や大学、農業科学館などとネットワークを構築していきます。	22年度 }
4．情報教育	農業関係機関による、情報通信技術を活用した生産・販売および品質向上技術の研修を開催していきます。	21年度 }

(2) 商業の振興

基本方針

商業者および商業団体と行政がネットワークを構築し、商業者同士のコミュニケーションを図るとともに、インターネットを活用して消費者ニーズを把握し、産・学・官の連携による本市の特色を生かした魅力ある商品開発に取り組んでいきます。

また、魅力ある商店街のまちづくりプラン策定のために、モデル商店街の構築と空き店舗や空き倉庫の再利用を図るための情報を提供していただき、TMO構想に基づく活性化事業を推進し、市民や観光客が集い楽しめるにぎわいのある商店街づくりをしていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項（事業名等） 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. システムの調達	消費者ニーズを把握するための、ホームページを構築していきます。	21年度 }
2. 情報収集と発信・提供	専門校、大学、企業等から商品開発に関する情報を収集し、商業者および商業団体に情報提供をしていきます。	22年度 }
	全国の販売および流通業者に対し、商業者の得意分野の情報を発信していきます。	22年度 }
	タウンマネージャーや商業団体による、まちづくりプランを策定し、ホームページ上で情報公開していくとともに、具体的な専門店の募集案内をしていきます。	22年度 }
	空き店舗や空き倉庫の活用を図るため、ゲームセンターやインターネットカフェなどのテナント募集の支援をしていきます。	22年度 }
	ホームページ上で、商品開発のための設備投資に対する優遇措置や支援制度の情報提供をしていきます。	22年度 }
	ホームページ上で、新規開店者および事業拡大希望商業者に対する助成制度の情報提供をしていきます。	22年度 }
	情報サービス産業を起業する事業者等への支援策を検討し、ホームページ上で情報提供をしていきます。	22年度 }
3. 体制づくり	商業者や商業団体および行政による、ネットワークを構築していきます。	21年度 }

(3) 工業の振興

基本方針

既存企業の情報通信技術の活用による高度化と競争力の強化を促進させていくとともに、アイデアの情報提供と研究機関などとの連携による新たな製品開発と技術革新に努めていきます。

また、企業誘致担当を配置し、企業情報の収集と集積を図るとともに、誘致のための優遇制度などをインターネット上で公開するなど、積極的に企業誘致に取り組んでいきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. 情報収集と 公開・提供	インターネットを活用し、県外や首都圏などの企業情報を収集するとともに、積極的な市のPRと誘致交渉を行っていきます。	21年度 〃
	空き地や空き工場の再利用を図るため、物件調査や敷地の確保を行い、そのデータを集積し、企業にアピールできる情報を提供していきます。	21年度 〃
	ホームページ上で企業に対する政策を公開し、誘致活動を進めていきます。	21年度 〃
	ホームページ上で製品開発のためのアイデアを募集し、企業に情報提供していきます。	21年度 〃
2. 体制づくり と経営支援	技術開発を希望する企業の大学や研究機関との連携を強化し、情報通信機器を活用した技術革新に努めていきます。	22年度 〃
3. 人材育成	企業同士や企業と個人間の情報交換と、アイデア提供を促すコーディネーターを育成していきます。	22年度 〃

(4) 雇用の安定、就労の促進

基本方針

ハローワークなどの関係機関と連携しながら雇用情報の収集と共有および提供の充実に努めるとともに、雇用相談体制の充実を図っていきます。

また、新規学卒者や団塊の世代および高齢者への職場研修等の情報提供を図り、情報通信技術を活用した職業能力開発のための研修事業を展開していきます。

さらに、市のホームページ等により雇用助成金制度等を周知し、新たな求人や起業による雇用機会の拡大を図っていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. 情報支援	雇用条件等の情報と流動的な労働力や就労を望む条件などのデータを収集・集積し、情報提供していきます。	21年度 〃
2. 情報提供と 公開	ホームページ上に、ニートやフリーターなどの就労に対する意識改革の対策を掲載していきます。	20年度 〃
	ホームページ上に雇用助成金制度等の内容を掲載し、制度の活用を促していきます。	20年度 〃
	社会参加を希望する高齢者等の意向調査を行い、受け入れる事業所および個人を把握し、データベース化することにより双方向への情報提供を行っていきます。	21年度 〃
	ホームページ上に、高齢者の就労を要請するための啓発組織や団体の情報を掲載し、企業や個人に情報提供していきます。	22年度 〃
	短時間労働者、夜勤者、有資格者などの把握調査を実施し、調査結果データの情報公開をしていきます。	22年度 〃
3. 情報教育	職業訓練センター等と連携を図り、情報通信技術を含めた職業能力開発のための研修情報を提供していきます。	21年度 〃

(5) 観光の振興

基本方針

観光事業の促進と観光客の誘客を推進するため、観光に係る団体や行政の観光情報担当者の連携を強化し、観光ニーズの調査を行い、観光客向けの情報収集と集約を図り、効果的な質の高い最新情報の提供に努めていきます。

観光資源の活用については、観光資料のデジタル化を進めるとともに、モデルコースなどを設定した観光案内マニュアルを作成し、PRに努めていきます。

また、他地域との広域的なネットワークの構築による情報交換と連携を図るとともに、地元観光ボランティアの育成に努め、観光客の満足度に応えてられる体制づくりを推進していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. 情報収集と 発信・提供	商工会議所や商工会、観光協会および行政の観光情報担当者の連携を強化し、双方向の情報収集と情報発信をしていきます。	20年度 〃
	観光ニーズをホームページなどで把握・集約し、イベント等の最新情報を効果的に発信していきます。	20年度 〃
	デジタル化した観光資源や宿泊施設の案内マニュアルを作成し、市のホームページなどで宿泊型観光のPRをしていきます。	20年度 〃
	宿泊型や日帰り型の観光モデルコースを設定し、市のホームページなどでPRしていきます。	20年度 〃
	他県や他市町村との広域的情報交換を行い、観光地間の連携による情報発信をしていきます。	21年度 〃
	ホームページ上に、市の豊かな資源を活用し体験活動ができるグリーンツーリズムや農家民宿などの情報を掲載していきます。	21年度 〃
2. 体制づくり	歴史家・ボランティア団体・行政とのネットワークやボランティア同士によるネットワークを構築し、観光資源に関する情報を共有していきます。	21年度 〃
	観光団体と行政が連携して、観光拠点、イベントや行事、地場産品などに関するネットワークを構築し、双方向による情報発信をしていきます。	21年度 〃

第6節 情報通信技術に関する学習能力の向上

(1) 市民の情報リテラシーの向上

基本方針

社会教育施設などへの情報通信機器設置を進め、市民がパソコンなどに接する機会を増やしていくとともに、初心者などを対象としたパソコン教室を全市的に開催していきます。

また、パソコン教室の開催にあたり、きめ細かい情報教育ができる指導者の育成に努めていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 な 内 容	取り組み 年 度
1. 情報教育	パソコン操作の初心者等を対象にした、出前講座形式のパソコン教室を開催していきます。	19年度 〃
	神岡総合情報センターや社会教育施設等を活用し、全市的にパソコン教室を開催していきます。	21年度 〃
2. 人材育成	パソコン教室の開催にあたり、ITサポート員などの指導者の育成に努めていきます。	20年度 〃

第7節 地域ブロードバンドの環境整備と活用

(1) 地域情報化の推進

基本方針

電子自治体の実現に向けた情報通信基盤の整備にあたっては、高速通信網の未整備地域の解消に努めていくことが第一であり、県が実施している高速インターネットアクセス網整備促進事業を活用しながら、ADSLサービスの提供に努めていくとともに、無線などを活用する国の新たな支援制度を活用して、全市民が平等に高速通信サービスが受けられるようにしていきます。

また、市所有の光ファイバケーブルを通信事業者などに開放していくとともに、通信事業者による基盤整備について要請をしていきます。

携帯電話の不感地域(4地域、12地区)については、国庫事業や県単事業の要望を行いながら4年以内の解消整備を目指すとともに、把握していない不感地域についての調査を実施し、通信事業者への基盤整備の要請を進めながら、市内のどこにいてもサービスが受けられるようにしていきます。

テレビ難視聴地域の解消については、国および県のテレビ難視聴解消事業を活用し整備していくとともに、未整備地域の情報収集に努めていきます

なお、地上デジタル放送開始に伴い、既存の共同受信施設のデジタル対応への改修事業に取り組むとともに、デジタルによる新たな難視聴地域の調査を実施し、全世帯に格差のない良好なテレビ画質の確保に努めていきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. 計画調査	把握していない携帯電話不感地域の調査を実施し、地域情報化計画に反映させていきます。	19年度)
	地上デジタル放送による新たな難視聴地域の情報を収集し、地域情報化計画に反映させていきます。	19年度)
2. システムの調達と活用	県単独事業を活用し、アナログ回線局をADSL回線局に切り替えていきます。	19年度) 20年度
	市所有の光ファイバケーブルを、通信事業者に開放していきます。	19年度)
	ADSL回線でもサービスが届かない地域の、無線などによるサービス提供を検討していきます。	22年度)
	携帯電話の不感地域解消のため、国・県の補助制度を活用し、移動通信用鉄塔の整備をしていきます。	19年度) 22年度
	国・県の補助制度を活用し、テレビ難視聴地域解消のための共同受信施設整備への助成をしていきます。	19年度)
	既存の共同受信施設の、デジタル放送対応への改修事業を実施していきます。	19年度) 22年度

(2) 電子市役所の構築

基本方針

市町村合併後においても統一されていない住民サービスや行政事務については、システムの統合を進めるほか、インターネットを活用した電子入札システムなどの導入も図っていきます。

また、電子認証サービスの啓発を進め、どこでも各種申請が受けられるサービスに努めるとともに、見やすく利用しやすいホームページの改善を図り、市民が行政に参加しやすい環境を整備していきます。

具体的取り組み概要

施策の分類	取り組み事項(事業名等) 主 内 容	取り組み 年 度
1. システムの 調達	旧市町村のシステムを引き続き運用している、図書館システムや上下水道システムなどの統合システムを構築していきます。	19年度 、 23年度
	企業と行政間で行っている入札事務を、インターネットによる電子入札システムに切り替えていきます。	19年度 、
	ホームページの内容を、質的・量的に充実させていきます。	19年度 、
	各種の申請などが、本人により行われたことを確認する電子認証に関する取り組みを進めていきます。	19年度 、 22年度
2. 体制づくり	市民からの意見や提案を募る「パブリックコメント」を導入し、市民が市政に参加できる環境の整備をしていきます。	20年度 、